

平成 25 年度
自己点検評価書

大阪観光大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1 使命・目的等	7
基準 2 学修と教授	12
基準 3 経営・管理と財務	57
基準 4 自己点検・評価	72
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	77
基準 A 社会連携	77

まえがき

本報告書は、平成 25 (2013) 年度並びに平成 26 (2014) 年度の前半期の大阪観光大学の実績に基づいて記述している。また、国際交流学部は平成 25 (2013) 年 4 月に開学したばかりであり 1 年半の実績しかなく、加えて、文部科学省による平成 25 年度設置計画履行状況調査下であり、本報告書は観光学部を中心として記述している。

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 大阪観光大学の建学の精神・基本理念

(1) 本学の教育に対する建学の精神及び基本理念

大阪観光大学（以下、本学という）は、大正 10 (1921) 年に日蓮上人降誕 700 年を記念して大阪日蓮宗寺院 36 ヶ寺が、日蓮上人の立正安国精神を理想とし、女子にも高等教育が必要であるという新しい教育理念に基づいて、5 年制高等女学校の設立を発願し、同年 4 月に開校され、昭和 6 (1931) 年から田中吉太郎が経営に当たり、宗門を離脱した明浄高等女女学校を母体としている。

明浄高等女学校は、開校に当たり、「明く、浄く、直く」という校訓を定めた。この出典は、日蓮上人遺文の「明かなる事日月にすぎんや。浄きこと蓮華にまさるべきや」（四條金吾女房御所）であるが、同時に『続日本紀』にある文武天皇即位の宣命の「明く 浄く 直く 誠人の心を持ちて云々」は日本古来の固有の精神でもあった。この校訓は、明浄高等女学校から現在の明浄学院高等学校へと九十余年の女子教育の歴史と共に引き継がれてきた。そして「明く、浄く、直く」の精神に則り豊かな心と深い教養を備え、知性に輝く有為の人材の育成」として平成 12 (2000) 年に開学した本学（開学時の大学名は「大阪明浄大学」）の建学の精神となっている。

本学は、このような建学の精神を学生の教育において具現化するための基本的な認識として、学生を「個性ある一人の人格」として尊重し、「明く、浄く、直く」の精神に満ちた社会人を育成することを基本理念としている。

(2) 本学の使命・目的

本学の使命・目的については、建学の精神に基づき、大阪観光大学学則第 1 条に明示しているが、「教育基本法、学校教育法に定める大学として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用能力を展開させ、国際社会に貢献する有為な人材の養成」（大略）とあるように、人としてあるべき姿、すなわち、豊かな人間性を有し、社会人として必要な幅広い教養、社会で有用とされる専門知識等を総合的、有機的に教授することにより、社会で評価され、尊敬される人材の育成を教育の使命・目的と考えている。

このような教育の使命・目的を達成するための基本認識として、学生一人一人を集団の一員として認知するのではなく、教職員、学生相互が対等な立場で、尊敬・尊重し合い、理解し合うこと、すなわち、教員と学生が、相互の信頼に基づく人間関係を樹立することが不可欠で、本学はその実現のために、最適な規模のチュートリアル・グループを編成し、チューターを中心とした相互交流、協働学修の場を創造し、大学が学生にとって「学びの場」であり「安らぎの場」、また「生活の場」となるよう努

力している。

一方、研究機関としての本学の使命は、観光及び国際交流並びに関連諸科学の理論の構築とその発展を、学際的研究を通じて実現するものであると考えているが、その実現のための研究活動は、教員固有のものではなく、教員と学生との協働の中で実現されるものであり、そのことにより、教育と研究が表裏一体のものとなり、その成果が具現化するものと考えている。

また、地域社会の理解の中で存在する本学は、地域社会の良識ある一員として、地域社会への貢献が本学の使命であることを深く認識している。

本学の教育・研究事業の成果は、今まで間接的ではあるが、広く地域社会の発展のために、様々な手段により還元されてきたものと信じているが、社会の様々なニーズの変化に対応し、より具体的な地域社会への貢献がいま求められ期待されているものと考えている。本学は、その実現のために、本学の有する人材、施設を広く開放し、地域住民との交流を深め、本学が地域住民にとって「生涯学習の場」であり「憩いの場」となるよう努力している。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

本学院は、大正 10 (1921) 年 2 月に、日蓮上人降誕 700 周年事業として、大阪市阿倍野区に日蓮宗寺院団から 5 年制明浄高等女学校開校を発願し、同年 4 月に文部省より認可を受け設立された。その後、昭和 6 (1931) 年年宗門を離れ宗教色のない高等女学校として継続し、昭和 20 (1945) 年 6 月には、財団法人明浄高等女学校として設立、昭和 23 (1948) 年の学制改革に伴い、高等学校 (全日制) に移行し、中学校を設立した。昭和 26 (1951) 年には、学校法人に組織変更を行い、高等学校名を「明浄学院高等学校」とし、しばらく高校生及び中学生の教育に精励してきた。

昭和 60 (1985) 年に至って、「大阪明浄女子短期大学」英語科 (大阪府泉南郡熊取町 [平成 6 (1994) 年沖合 5 キロに関西国際空港が開港]) を開校、その後文芸科を開設 [平成 2 (1990) 年] し、地域の女子教育に努めてきた。

平成 12 (2000) 年 4 月「大阪明浄大学」(観光学部観光学科) を開校 (全国で 3 番目の観光学部を設置) した。その後、学生数減少により、平成 16 (2004) 年 4 月大阪明浄女子短期大学は英語科、文芸科とも学生募集を停止し、その定員の活かし方を検討するも平成 21 (2009) 年 8 月廃止した。

平成 18 (2006) 年 4 月に、大阪明浄大学を「大阪観光大学」に名称変更し、現在に至っている。平成 22 (2010) 年 4 月に教職課程 (中学校 1 : 社会、高等学校 1 種 : 地理歴史、商業) を設置した。

平成 25 (2013) 年 4 月に第 2 の学部となる国際交流学部を開設した。

大阪観光大学

学校法人明浄学院の沿革

年 月	事 項
大正 10 年 2 月	日蓮上人降誕 700 周年事業として大阪市内日蓮宗寺院団において 5 年制明浄高等女学校を発願。
大正 10 年 4 月	文部省より明浄高等女学校（5 年制）の設置認可を受く。
大正 10 年 4 月	明浄高等女学校開校。（大阪市阿倍野区文の里）
昭和 6 年 6 月	宗門を離れ、宗教色のない高等女学校として継続。（田中吉太郎校主となる）
昭和 20 年 6 月	財団法人明浄高等女学校設立認可。
昭和 22 年 4 月	明浄中学校を設立。（昭和 43 年 3 月募集停止、平成 16 年 9 月廃止）
昭和 23 年 4 月	学制改革に伴い高等学校（全日制普通科）に移行。高等学校名を明浄学院高等学校とする。
昭和 24 年 4 月	法人の名称を財団法人明浄学院と改称。
昭和 26 年 3 月	学校法人明浄学院に組織変更認可。
昭和 59 年 12 月	文部大臣より大阪明浄女子短期大学（2 年制、英語科）の設置認可。 （※平成 16 年 4 月募集停止、平成 21 年 8 月廃止）
昭和 60 年 4 月	大阪明浄女子短期大学（英語科）の開設。（※同上）
平成元年 12 月	文部大臣より大阪明浄女子短期大学（文芸科）の設置認可。
平成 2 年 4 月	大阪明浄女子短期大学文芸科開設。（※同上）
平成 11 年 12 月	文部大臣より大阪明浄大学（4 年制、観光学部 観光学科、男女共学）の設置認可。
平成 12 年 4 月	大阪明浄大学開学。
平成 13 年 4 月	学院創立 80 周年。
平成 16 年 4 月	大阪明浄大学第一期生卒業。
平成 18 年 4 月	大阪観光大学に名称変更。
平成 22 年 4 月	大阪観光大学に教職課程設置。（中学校 1 種：社会、高等学校 1 種：地理歴史・商業）
平成 25 年 4 月	大阪観光大学に国際交流学部を開設

2. 本学の現況

- (1) **大学名** 大阪観光大学（4 年制）
- (2) **所在地** 〒590-0493 大阪府泉南郡熊取町大久保南 5-3-1
- (3) **学部の構成**

学部名	学科名	コース名
観光学部	観光学科	観光経営コース
		国際観光コース
		観光文化コース
国際交流学部	国際交流学科	—

(4) 学生数 (平成 25 年 5 月 1 日現在)

観光学部	学 生 数				
	1 年	2 年	3 年	4 年	合計
	105 人 (28 人)	123 人 (34 人)	97 人 (52 人)	140 人 (52 人)	465 人 (186 人)
国際交流学部	6 人 (1 人)	—	—	—	6 人 (1 人)

※ () 内は留学生

(5) 教員数 (平成 25 年 5 月 1 日現在)

観光学部	専 任 教 員 数			
	教授	准教授	講師	合計
	13 人	3 人	7 人	23 人
国際交流学部	3 人	2 人	2 人	6 人

非常勤講師の人数	観光学部	31 人
	国際交流学部	9 人

(6) 職員数 (平成 25 年 5 月 1 日現在)

職員種別	職員数
専任職員	22 人
嘱託職員	1 人
パート職員 (保健室)	1 人
派遣職員	5 人
合 計	29 人



写真 I - 1 大阪観光大学航空写真及び所在地概要



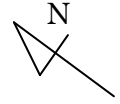
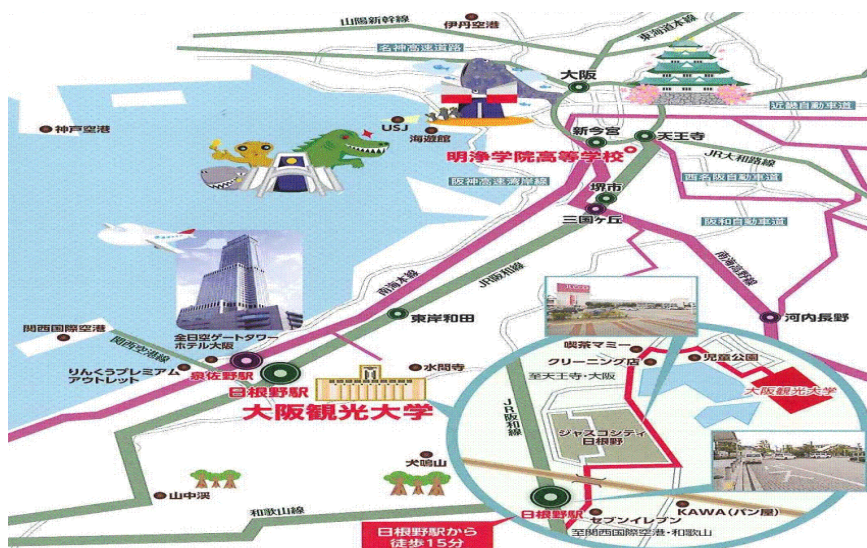


写真 I - 2 明浄学院高等学校航空写真及び所在地概要
(学校法人明浄学院発祥の地、「大阪市阿倍野区文の里 3-15-7」)



Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学では、観光学部並びに国際交流学部の使命・目的を以下のように定めている。

観光学部の使命・目的は、観光学に関する学際的諸分野の教育・研究を通じて、観光学に関する総合的理解の促進と応用的能力を学修することにより、観光関連産業等に従事する有能な人材の育成、及び学際的諸研究を通じ観光学の理論を構築することにある。

国際交流学部の使命・目的は、日本学に関する諸分野の教育・研究と手段としての高度な英語力の涵養を基礎におき、地球愛を重んじる課題解決能力を備えて有為の人間「和魂地球人」を育成し、併せて文化の固有性と普遍性をめぐる研究の推進により交流学理論を構築することにある。

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的及び教育の目的は、従前に述べたとおり、「学則」に、観光学部は、観光学に関する学際的諸分野の教育・研究を通じて、観光学に関する総合的理解の促進と応用的能力を学修することにより、観光関連産業等に従事する有能な人材の育成、及び学際的諸研究を通じ観光学の理論構築をすることにある。国際交流学部は、日本学に関する諸分野の教育・研究と発信ツールとしての高度な英語力の涵養を基礎に置き、地球愛を重んじる課題解決能力を備えた有為の人間「和魂地球人」を育成し、併せて文化の固有性と普遍性をめぐる研究の推進により国際交流の理論の構築を行うことを目的とすると簡潔に明文化している。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

国際交流学部が開設 1 年目で、入学定員を満たしておらず、目的を果たせる適正な人数に達成するよう努力する。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

大阪観光大学は、西日本唯一の観光学部観光学科のみからなる単科大学として開設した。

観光学部観光学科の目的は、本学の学則第 1 条に明記されているように、観光学に関する学際的諸分野の教育・研究を通じて観光学に関する総合的理解の促進と応用的能力を学修することにより観光関連産業に従事する有能な人材を育成し、併せて、学際的諸研究を通じて観光学の理論構築することである。このような目的を具現化するために、観光学とその学際分野の専門教育の推進に必要な教育課程を作成し、それぞれに学部としての設置基準を満たす専門教員を配置して、我が国では数少ない、観光学を学部教育として推進しているところに大きな個性・特色がある。

一方、国際交流学部国際交流学科の目的は、本学の学則第 1 条に明記されているように、「日本学に関する諸分野の教育・研究と発信ルーツとしての高度な英語力の修得を基礎に置き、地球益を重んじる問題解決能力を備えた有為の人材を育成し、併せて、文化の固有性と普遍性をめぐる研究の推進により国際交流の理論の構築を行うことである。」このような目的を具現化するために、日本の歴史、文化、地理、芸術、日本人の物の考え方について深い教養を身に着け、日本人としてのアイデンティティを持ち、日本を世界に発信しながら交流を深めていくの人材育成を目指しているところに本学部の個性・特色がある。

1-2-② 法令への適合

本学の目的は、学則第 1 条に「教育基本法に則り学校教育法の定める大学として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用的能力を展開させ、国際社会に貢献する有為な人材を育成することを目的とする。」と定めており、これは学校教育法第 83 条に規定されている大学の目的に適合している。

また、各学部の教育・研究の目的は、学則第 1 条の 2（観光学部）並びに学則第 1 条の 3（国際交流学部）の各号にそれぞれ定めている。以上のことから、本学の目的等については法令に適合している。

1-2-③ 変化への対応

本学は、21 世紀の観光の時代に対応して、旅行・ホテル・航空などの観光産業界で、世界に羽ばたく「観光のスペシャリスト」を育成することを目的として、平成

12（2000）年4月に、わが国の他大学に先駆けて、「観光学部」を開設し、その教育・研究に取り組んできたところである。平成25（2013）年度は新しいカリキュラムを発足させた。

一方、近年、社会のグローバル化が急速に進む中で、大学に対するグローバル人材育成の要請と期待に応えるために、本学は、平成25（2013）年4月には、日本人としてのアイデンティティを持ち、英語を中心としてコミュニケーション能力を備え、グローバル社会において国際人として世界で積極的に交流できる人材の育成を目指した「国際交流学部国際交流学科」を開設したところである。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的に及び教育目的の適切性については、時代の変化に伴う社会的要請に対する必要性や課程との整合性などを確認するなどして、今後の自己点検・評価において検討していく。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

≪1-3 の視点≫

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

「基準項目1-3を満たしている。」

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

学則第1条に定める大学の目的並びに各学部の教育・研究上の目的や重要事項は、各学部教授会の審議を経て、大学協議会、理事会・評議員会へと上程され、審議決定する仕組みとなっている。大学の教育・管理・運営や日常業務については、学長が理事会開催の都度報告し、役員を理解を得ている。

教員については、教授会構成員が全教員であることから、上記の際の流れも承知しており、教員の理解は得られている。

職員については、教授会の下に設けられた各種委員会に各課の課長が委員として加わることで、各課の課長は、担当業務が審議される教授会へ陪席し求めに応じて議案の説明をしていること、事務局長が主催する課長会議、課長が主催する課内ミーティング、職員の担当業務などを通じて、理解が得られている。

1-3-② 学内外への周知

本学の使命・目的は、毎年学生に配布されている「学生生活の手引き」に明示す

るとともに、本学入学式における学長式辞の中で、本学の建学の由来、建学の精神及び大学の理念等について学生・教職員並びに保護者に説明している。これらは本学のホームページで公開し、また、学内の掲示版にも常時掲示して、その周知を図っている。

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

本学の開学以来の中長期的計画においては、平成25(2013)年4月の国際交流学部国際交流学科開設による2学部2学科へ改組計画が最も大きなものであった

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

「基準1.使命・目的等」に示したように、本学の使命・目的は、建学の精神を踏まえ、本学学則第1条第1項に、大学として広く知識を授け専門を教授研究し、知的・道徳的・応用的能力を身に付け、国際社会に貢献する人材を育成すると明示している。このような大学の使命・目的を受けて、観光学部は、学則第1条第2項に、観光学に関する学術的諸分野の教育・研究を通じた観光学の総合的理解の促進と応用的能力の学修により、観光関連産業等に従事する有能な人材育成及び観光学の理論を構築することを目的としている。

観光学部では、上に述べたような本学並びに学部の使命・目的を達成するために、観光学科の中に3つのコースを設け、それぞれのコースの目的達成のための教育課程を構成し、それらの学修を通して、学則等に示されているような人材を育成するための教育組織を構成している。

観光経営コースは、観光にかかわる産業の経営や管理に携わる専門的人材の育成を目指している。

国際観光コースは、国際的な観光にかかわるビジネス、外客誘致、ガイド、国際英語などの専門を身に付けた人材育成を目指したコースである。

観光文化コースは、様々な特徴を持ったツーリズム、観光にかかわる産業、福祉学、文化、生涯学習、博物館など観光に関する学際的分野の学修を通して、観光学を総合的に理解し、応用的能力や観光の文化的分野で求められる専門性を身に付けた人材の育成を目指したコースである。

また、観光学に関して総合的・専門的に調査・研究し、観光教育に関する活動を実践するとともに、地域社会や諸外国における観光学の研究の促進や交流などを展開することを目指した観光学研究所を設置している。

また、国際交流学部は、学則第1条第3項に示すように、日本学に関する諸分野の教育・研究と発信ツールとしての高度な英語力の涵養を基礎におき、地球益を重んじる課題解決能力を備えた有為の人間「和魂地球人」を育成し、併せて文化の固有性と普遍性をめぐる研究の推進により交流学理論の構築を行うことを目的としている。

国際交流学部では、日本に関する知識を学ぶ「日本学プログラム」課程を置き、日本文化に対する深い教養を学ぶ。これに関連して、「創造力開発プログラム」や「生き方学修プロいグラム」を取り入れている。

教育課程のもう一つの柱として、「英語プログラム」課程とそれに関連した「学外プログラム」(海外研修制度)、英語力と国語力が相関関係にあるとの認識から「日本語強化プログラム」を配している。さらに、コミュニケーション能力の基礎にあるのが人間関係であるとの考えに立ち、心理学をベースにした「人材交流マネジメントプログラム」科目を取り入れ、異文化交流力を育てる。このように、国際交流学部の教育課程は、「日本学プログラム」、「英語プログラム」、「日本語強化プログラム」及び「人材交流マネジメント」を有機的に体系化し、全体として、英語で自らの考えや日本を表現できる教育課程を総合的に編成し、学則等に定める人材育成のための教育課程を編成している。

このように、観光学部並びに国際交流学部の使命・目的とそれぞれの学部の教育・研究組織は、整合性が図られている。

(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

現代の変化や大学に対する社会的要請などを踏まえながら、本学の使命・目的並びに学部の目的を達成していくために、学科の在り方やコース設定、教育課程及び教育方法などについての改善に取り組んでいきたいと考えている。

[基準1の自己評価]

本学の使命・目的については、学則に明示するとともに、学内外にも周知している。本学の個性・特色については、観光学部は、わが国では数少ない観光学を学部として教育・研究し、国際的に活躍する観光のスペシャリストを育成する点にある。国際交流学部は、国際人として世界で交流できる人材を育成する点にある。変化への対応については、両学部とも急速にグローバル化する社会における国際人を育成するための教育と研究に取り組んでいる。

以上、本学は基準1.を満たしていると考えている。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

本学のアドミッションポリシーは、大学のホームページや学生募集要項に明示して公表するとともに、オープンキャンパス、入試相談会、教職員の高等学校への学生募集のための訪問などで、適宜、説明し、周知に努めている。

本学では、各学部が学則に記載の目的に基づいて、入学者受入れの方針（以下、アドミッションポリシーと称する。）を定めている。

本学のアドミッションポリシーについては、学則に記載の「各学部の目的」に基づき、【図表 2-1-1】のとおりとしている。

アドミッションポリシーは、「学生募集要項」、「外国人留学生入試 学生募集要項」、「特待生入試 A0 型 A0 入試 入試ガイド」、本学のホームページなどで明示している。

【資料 2-1-1、2-1-2、2-1-3、2-1-4】

【図表 2-1-1】アドミッションポリシー

観光学部 観光学科	1. 観光に深い関心をもつ人。 2. 幅広い視野をもって、観光学を意欲的に学ぼうとする人。 3. 創造性が豊かで、活力に富んだ職業人として活躍したい人。 4. 高度な専門的能力をもち、観光に関わる分野におけるリーダーとして活躍したい人。 5. 語学力を高め、それを活かして国際的に活躍したい人。 6. 異文化理解を深め、世界の人々と共生するとともに、世界平和に貢献しようとする人。	
	一般入試	観光に深い関心をもち、幅広い視野を持って観光学を学ぼうとする人の中で、国語や英語といった高等学校の基礎科目においてしっかりとした学力を身につけている人で、かつ応用力や判断力に富む人を求めます。
	センター試験 利用入試	本学のセンター試験利用入試では大学の指定する特定の科目ではなく、受験生が得意な科目を選択。個性を重視した入試です。

AO入試	観光に深い関心を持ち、幅広い視野を持って観光学を学ぼうとする人の中で、とりわけ将来、観光のさまざまな分野でリーダーシップを発揮できる人材を求めます。自己PR書および面接により将来への希望や学びたい意欲、熱意を見せてください。
公募制推薦入試	観光に深い関心をもち、幅広い視野をもって観光学を学ぼうとする人の中で、高校での英語や国語といった基礎科目について基本的な事柄を身につけている人を求めます。
吹奏楽特別推薦入試	観光に深い関心をもち、幅広い視野をもって観光学を学ぼうとする人の中で、これまでに吹奏楽部の活動に打ち込み、活躍していた人を対象としています。吹奏楽部顧問からの推薦があり、また高等学校において基礎学力をしっかりと身につけていることを面接や書類審査を通して判定します。
外国人留学生入試	将来、観光を通して自国と日本の架橋になろうとする人で、本学の教育に十分対応できる日本語運用能力と基礎学力のある人を求めます。

国際交流学部 国際交流学科	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日本文化に興味があり、日本そのものをさらに深く考究する意欲がある人。 2. 英語に興味を持ち、少しでも英語力を伸ばそうとする意欲がある人。 3. 世界の人々と交流し、日本の国際交流に寄与しようとする人。
一般入試	国際交流学部の教育理念に共感し、日本を世界に発信する人材になろうと志す、意欲的な人を求めています。高等学校までの学習で身につけた基礎的な学力に加えて、国際交流学部の教養教育を受けるために必要な、国語と英語の運用能力を試します。
AO入試	国際交流学部の教育理念に共感し、日本を世界に発信する人材になろうと志す、意欲的な人を求めています。書類選考と面接により、高等学校までの学業、課外活動、芸術、スポーツ、奉仕活動等といった諸活動を通じて表れる資質や能力を全人的に審査して、国際交流学部の教養教育を受けるための適性を判定します。
公募制推薦入試	国際交流学部の教育理念に共感し、日本を世界に発信する人材になろうと志す、意欲的な人を求めています。書類選考と面接に加えて、高等学校までの学習で身につけた学力のうち、国際交流学部の教養教育を受けるために必要な国語と英語の基礎的能力を試します。
吹奏楽特別推薦入試	国際交流学部の教育理念に共感し、日本を世界に発信する人材になろうと志す意欲的な人で、これまでに吹奏楽部の活動

		に打ち込み、活躍していた人を対象としています。吹奏楽部顧問からの推薦があり、また高等学校までの学習で身につけた学力のうち、国際交流学部の教養教育を受けるために必要な適性を面接や書類審査を通して判定します。
	外国人留学生 入試	国際交流学部の教育理念に共感し、日本を世界に発信する人材になろうと志す、意欲的な人を求めています。日本語能力試験 N1(1 級)もしくは N2(2 級)取得を出願条件とし、本学入学までに身につけた日本語運用能力を基礎に、書類審査と面接により、国際交流学部の教養教育を受けるための適性を判定します。

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

入学試験では、アドミッションポリシーをふまえた入試区分を設け、それらに応じた実施要領を作成して、公正、厳正に実施している。

入学試験の作問は、毎年度両学部から選出された作問委員が各々の学部の入試問題（「国語総合（古文・漢文を除く）」、「英語Ⅰ・Ⅱ」）を作成している。なお、平成 27(2015)年度入試問題からは、両学部共通の問題を作成する予定である。

入学試験の実施の内容については、入試委員会での検討、同委員会から各学部教授会への提案、および各学部教授会での審議により決定している。

合否判定は、各学部入試委員会の委員から構成される入試選考委員会での検討、同委員会からの各学部教授会への提案、各学部教授会での審議により行っている。

観光学部では、多様な入学志願者に応じた入学試験を実施するため、下記の入試区分ごとの「試験科目・選考方法」としている。

ア. 特待生入試一般型／一般入試

特待生入試一般型は、「国語総合」（古文・漢文を除く）（100 点満点）、「英語Ⅰ・Ⅱ」（100 点満点）の 2 科目である。一般入試は、これら 2 科目から 1 科目選択である。

イ. 特待生入試センター型／センター試験利用入試

特待生入試センター試験型は、国語が必須であり、外国語（英語のみ）、地理歴史・公民、数学、理科から 1 科目選択である（各科目 100 点満点）。センター試験利用入試は、外国語、国語、地理歴史・公民、数学、理科から 2 科目選択である（各科目 100 点満点）。同じ教科の科目の選択はできない。

国語の範囲は、「近代以降の文章」とする。英語の選択者は、リスニング試験を含み、250 点満点を 100 点満点に換算する。

ウ. 特待生入試 A0 型／A0 入試

小論文（100 点満点）、個人面接（50 点満点）である。エントリー期間に、エントリーシート（自己 PR 書付き）、小論文を提出する。個人面接は、小論文についても行う。特待生入試 A0 型に不合格であっても、A0 入試の合格基準に達した場合は、A0 入試の合格となる。

エ. A0 入試スポーツ型（特待 A・特待 B）

個人面接、調査書を総合して選考する。特待 A は、評定平均値 3.0 以上、特待 B は、評定平均値 2.7 以上を出願資格とする。

オ. 吹奏楽特別推薦入試

個人面接（50 点満点）、調査書（評定平均値を 10 倍、50 点満点）を総合して選考する。評定平均値は、3.0 以上を出願資格とする。

カ. 併設校入試

書類選考（調査書）、グループ面接を総合して選考する。評定平均値は、3.0 以上を出願資格とする

キ. 指定校推薦入試

書類選考（調査書）、グループ面接を総合して選考する。指定は、S、A、B、C の 4 種類（学費の減免額が異なる）があり、評定平均値が、順に、4.0 以上、3.5 以上、3.0 以上、2.7 以上などの出願資格の違いがある。

ク. 特待生入試推薦型／公募制推薦入試

小論文、個人面接、調査書を総合して選考する。出願の際には、小論文、自己 PR 書を提出する。個人面接は、小論文についても行う。

ケ. 連携協定校入試

学校長からの推薦書、調査書、個人面接を総合して選考する。「大阪観光大学の建学の精神を理解し、その学習・教育環境を積極的に活用する意欲と能力を持つ者」、「学校長の推薦する者」であり、評定平均値が 3.0 以上であることを出願資格とする。

コ. 連携協定校外国人留学生入試

学校長からの推薦書、調査書、個人面接を総合して選考する。「大阪観光大学の建学の精神を理解し、その学習・教育環境を積極的に活用する意欲と能力を持つ者」、「学校長の推薦する者」、「日本語能力試験 N1 もしくは N2 取得者、または日本留学試験の日本語の得点が 240 点以上ある者」を出願資格とする。

サ. 外国人留学生入試指定校型

個人面接、書類選考（成績証明書など）を総合して選考する。出願資格には、修学に必要な程度の日本語能力（日本語能力試験 N2 レベルもしくは日本留学試験 200 点程度）を有することを含む。専願の場合、出席良好な者は、10 点の加点がある。

シ. 外国人留学生入試

指定校型は、個人面接、書類選考（成績証明書など）を総合して選考する。A～F 日程は、個人面接のほか、平成 26(2014)年度日本留学試験の「日本語」、または、本学独自試験の「日本語」試験から 1 科目選択である。日本留学試験は、400 点満点を 100 点満点に換算する。

ス. 編入学入試 3 年次・2 年次型

指定校型では、個人面接（50 点満点）、書類選考（成績証明書など）を総合して選考する。

一般型は、小論文（100 点満点）、個人面接（50 点満点）である。出願の際に小論

文を提出する。個人面接は、小論文についても行う。

出願資格には、両者とも専願であることを含む。

セ. 外国人留学生編入学入試 3 年次型

指定校型では、個人面接、書類選考（成績証明書など）を総合して選考する。

A～F 日程は、小論文、個人面接である。出願の際に小論文を提出する。個人面接は、小論文についても行う。

出願資格には、両者とも、日本語能力試験 N2 程度以上もしくは日本留学試験の日本語の得点が 200 点程度以上であることを含む。

ソ. 外国人留学生編入学入試 2 年次型

指定校型では、個人面接（50 点満点）、書類選考（成績証明書など）を総合して選考する。出願資格には、専願であり、日本語能力試験 N2 程度以上もしくは日本留学試験の日本語の得点が 200 点程度以上であることを含む。

A～F 日程は、小論文、個人面接である。出願の際に小論文を提出する。個人面接は、小論文についても行う。専願の場合、出席良好な者は、各々 10 点の加点がある。

タ. 後期入試

特待生一般型では、小論文、個人面接、調査書を総合して選考する。出願の際に小論文を提出する。個人面接は、小論文についても行う。出願資格には、評定平均値が 3.5 以上であることを含む。

一般型では、小論文、個人面接、調査書を総合して選考する。出願の際に小論文を提出する。個人面接は、小論文についても行う。

奨学生 N1 留学生型（出願資格には、日本語能力試験 N1（1 級）の取得を含む）では、小論文、個人面接を総合して選考する。出願の際に小論文を提出する。個人面接は、小論文についても行う。出席良好な者は、10 点の加点がある。

留学生型では、小論文、個人面接を総合して選考する。出願の際に小論文を提出する。個人面接は、小論文についても行う。

チ. 後期編入学入試 2 年次型

上記後期入試の特待生一般型がない場合は、後期入試と同様の内容である。

ツ. 社会人入試、社会人編入学入 3 年次型・2 年次型、社会人後期入試、社会人後期入試編入学 2 年次型

個人面接（50 点満点）である。出願の際に自己 P R 書を提出する。出願資格では、「社会人とは、企業等の在籍者、離職者、主婦などで、本学部において勉強しようとする者をいう。」としている。

国際交流学部では、下記の入試区分ごとの「試験科目・選考方法」としている。

ア. 一般入試

入試一般型は、「国語総合」（古文・漢文を除く）（100 点満点）、「英語 I・II」（100 点満点）の 2 科目である。一般入試は、これら 2 科目から 1 科目選択である。採点結果から最高得点科目の得点を 1.5 倍にして、2 科目で 250 点満点として合否判定を行う。

イ. A0 入試

作文（50 点満点）、個人面接（50 点満点）である。アドミッション・オフィサーによる事前面談を行い、「将来どんな人になりたいか」「大学でどのようなことを学びたいか」などを尋ねて受験生の意思を確認するとともに、その資質と意欲を診断して、入学前から入学後の教育につなげる支援体制を敷いている。

ウ. 吹奏楽特別推薦入試

個人面接（口頭試問を含む）（50 点満点）、調査書（評定平均値を 10 倍、50 点満点）を総合して選考する。評定平均値は、3.0 以上を出願資格とする。

エ. 併設校入試

書類選考（調査書）、面接を総合して選考する。評定平均値は、3.0 以上を出願資格とする

オ. 指定校推薦入試

書類選考（調査書）、面接を総合して選考する。評定平均値は、3.0 以上を出願資格とする。

カ. 公募制推薦入試

「基礎学力試験」（国語総合、英語 I）（100 点満点）、個人面接（50 点満点）、調査書（50 点満点）を総合して選考する。

キ. 連携協定校入試

学校長からの推薦書、調査書、個人面接を総合して選考する。「大阪観光大学の建学の精神を理解し、その学習・教育環境を積極的に活用する意欲と能力を持つ者」、「学校長の推薦する者」であり、評定平均値が 3.0 以上であることを出願資格とする。

ク. 連携協定校外国人留学生入試

学校長からの推薦書、調査書、個人面接を総合して選考する。「大阪観光大学の建学の精神を理解し、その学習・教育環境を積極的に活用する意欲と能力を持つ者」、「学校長の推薦する者」、「日本語能力試験 N1 もしくは N2 取得者」を出願資格とする。

ケ. 外国人留学生入試

個人面接（50 点満点）、口頭試問（日本語、英語）（50 点満点）を総合して選考する。出願資格には、日本語能力試験 N1 もしくは N2 取得者であることを含む。

コ. 編入学入試 2 年次型

「基礎学力試験」（国語総合、英語 I）（100 点満点）、個人面接（50 点満点）である。出願資格には専願であることを含む。

サ. 外国人留学生編入学入試 2 年次型

「基礎学力試験」（国語総合、英語 I）（100 点満点）、個人面接（50 点満点）である。出願資格には、専願であり、日本語能力試験 N1 もしくは N2 取得者であることを含む。

なお、平成 27(2015)年度入試からは、国際交流学部においてもセンター試験利用入試、編入学入試 3 年次型、外国人留学生編入学入試 3 年次型を導入する予定である。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学の過去5年間の観光学部の入試の種類別の募集定員、入学者数、また、同学部の在籍者数、収容定員は、【図表 2-1-2】のとおりである。

観光学部については、平成24(2012)年度までは、募集定員190人、収容定員800人であったが、平成25(2013)年度には、募集定員130人、収容定員740人となり、平成26(2014)年度には、収容定員680人になっている。

募集定員が130人になった平成25(2013)年、平成26(2014)年の入学者数は、各々105人、118人であり、増加している(AO入試スポーツ型の増加による)。その結果、募集定員の充足率(入学者数/募集定員)は、平成25(2013)年度には80.8%であったが、平成26(2014)年度には90.8%となり、募集定員の充足に近づいている。

【図表 2-1-2】募集定員、入学者数、在籍者数、収容定員の推移(単位:人)

学部	入試の種類		年度				
			平成22 (2010)年	平成23 (2011)年	平成24 (2012)年	平成25 (2013)年	平成26 (2014)年
観 光 学 部	一般入試	募集定員	40	40	40	15	20
		入学者数	5	2	8	7	6
	センター入試	募集定員	10	10	10	10	10
		入学者数	3	0	1	4	1
	AO入試	募集定員	25	25	25	35	25
		入学者数	6	6	2	19	60
	併設校推薦	募集定員	若干名	若干名	若干名	若干名	若干名
		入学者数	1	4	2	0	2
	指定校推薦	募集定員	公募推薦入試に含む				
		入学者数	22	25	14	24	16
	公募推薦入試	募集定員	70	70	70	50	50
		入学者数	5	1	5	1	5
	その他(社会人・留学生・帰国生徒等を含む)	募集定員	45	45	45	20	25
		入学者数	80	39	33	50	28
	学科合計	募集定員	190	190	190	130	130
		入学者数	156	91	129	105	118
		在籍者数	594	521	492	465	454
		収容定員	800	800	800	740	680

(注) 本表は、入試広報課作成

学部	入試の種類		年度				
			平成 22 (2010) 年	平成 23 (2011) 年	平成 24 (2012) 年	平成 25 (2013) 年	平成 26 (2014) 年
国際 交流 学部	一般入試	募集定員				15	15
		入学者数				3	2
	A O 入試	募集定員				5	5
		入学者数				0	1
	併設校推薦	募集定員				若干名	若干名
		入学者数				0	1
	指定校推薦、連携協定校 推薦	募集定員				公募推薦 入試に含 む	公募推薦 入試に含 む
		入学者数				1	1
	公募推薦入試	募集定員				25	25
		入学者数				1	0
	その他（社会人・留学 生・帰国生徒等を含む）	募集定員				15	15
		入学者数				1	1
	学科合計	募集定員				60	60
		入学者数				6	6
		在籍者数				6	12
		収容定員				60	120

(注) 1. 本表は、入試広報課作成
2. 平成 25 (2013) 年度開設

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

アドミッションポリシーについては、「学生募集要項」、「外国人留学生入試 学生募集要項」、「特待生入試 A0 型 A0 入試 入試ガイド」、本学のホームページのほか、オープンキャンパス、高校訪問をはじめ、本学の紹介、本学に関する説明を行う機会に周知する。

観光学部の入学試験については、同学部の専門性を指向しつつ、多様性を持った入学志願者に適した方法を検討し、同学部により相応しい方法への改善に取り組むことによって、適切な学生受入れの進展に努める。

これらのほか、広報、学生募集のための活動において観光学部への理解を一層得られるように注力することによって、同学部に相応しい学生の受入数を増やし、募集定員の充足に努める。【資料 2-1-1、2-1-2、2-1-3、2-1-4】

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

観光学部及び国際交流学部では、教育課程編成方針（カリキュラムポリシー）を明確に定め、ホームページなどで学内外に公表している。【資料 2-2-1】

各学部のカリキュラムポリシーは以下の通りである。

[観光学部]

- ① 本学観光学部の目的に基づき、基礎的な授業科目の学修を踏まえつつ、観光経営、国際観光、観光文化の 3 コースを持つ教育課程を編成する。
- ② 諸分野についての基礎を学ぶ導入科目、また、観光学及び観光業、それらの関連領域についての基礎を学ぶ基礎科目、広域科目を置く。
- ③ 観光学及び観光業、それらの関連領域についての専門的な内容を学ぶ展開科目、観光経営、国際観光、観光文化に関する共通科目とともに、将来の希望に合わせて、専門性を高め、磨くため、観光経営、国際観光、観光文化の 3 コースに分かれて学ぶ授業科目で構成する。
- ④ 演習科目では、専門性を高めるとともに、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力などの向上を目指す。
- ⑤ 特別科目では、フィールドワーク、現場体験、演習、特殊講義などを通して、企画力、実践力、政策立案などのための能力を身につける。
- ⑥ コミュニケーション科目では、語学力(外国語、日本語)、情報処理の能力を養成し、高める。
- ⑦ 教職課程を取得させることにより、観光学の裾野を広げていく人材を育成する。
- ⑧ 観光に関する様々な資格取得が可能になる教育システムを構成する。

[国際交流学部]

- ① 日本の歴史、伝統、文化等について深い教養を養い、また、日本と他国との交流という観点から諸外国の歴史、文化等についても学び全人的教養を養う。この目的のために、日本学プログラム（基礎教養、探究）、国際日本プログラム、創造力開発プログラム、生き方学習プログラム、近隣アジア地域研究プログラムの諸科目を履修する。
- ② コミュニケーション・ツールとしての高度な語学力（英語、日本語）を養成する。この目的のために、英語プログラム（Ⅰ、Ⅱ）、日本語強化プログラム、学外プログラム、情報技術プログラムの諸科目を履修する。

- ③ 人間性の探求を基礎に据えて深い交流力を養う。この目的のために、人材交流マネジメントプログラム、キャリアプログラム、健康プログラムの諸科目を履修する。
- ④ 1年次から4年次まで全学年を通じて演習科目を履修し、諸課題に対して批判的思考力を持って取り組み、論理的で説得力のある議論を展開する能力を養う。演習科目は、他の諸プログラムとも協働して各ディプロマポリシーに定める能力を育成する。
- ⑤ 1年次と2年次に履修する演習科目（基礎演習ⅠAB、基礎演習ⅡABにおいて、教員の指導の下で、学習に必要な能力（アカデミック・スタディスキル）を育成するとともに、批判的思考力の育成と基本的なコミュニケーションの実践を行う。
- ⑥ 3年次に履修する演習科目（専門演習AB）において、教員の指導の下で、専門分野をさらに体系的かつ専門的に学び、自らの研究課題を発見し、これを探求する学修を行う。
- ⑦ 卒業年次に卒業論文の作成が課せられる。学生は4年次に履修する演習科目（卒論研究AB）において、教員の指導の下で、自らの論文テーマを設定し、学士課程における自らの勉学の集大成として卒業論文を完成する。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

[観光学部]

1) 教育課程の体系的編成（カリキュラム編成）

教育課程は、以下の通り、適切かつ体系的に編成されている。カリキュラムは、「導入科目」、「基礎科目」、「広域科目」、「展開科目」、「コミュニケーション科目」から編成されている。

- (1) 「導入科目」は、大学での学修を円滑に開始するための基礎的知識を学ぶ科目である。

必修科目の「観光学」は、入学後の早い時期に観光学が対象とする領域の広がりや学生に理解させるとともに、大学教育に向けた動機付けを高めることを目的とした科目であり、本学部での学修の基幹となる科目である。観光の諸分野を研究領域とする専任教員がオムニバス形式で授業を展開する。

「現代社会基礎」「現代生活基礎」「現代文化基礎」「現代数理基礎」の4科目は、高等学校での教育から大学教育への移行がスムーズなものとなるよう現行カリキュラムで新たに設置された科目であり、初年次学生向けの「導入科目」としての位置づけにある。

- (2) 「基礎科目」は、観光学及び観光にかかわる産業とその関連の学際的領域について、基礎的な知識を学ぶ科目である。

観光学の基礎を体系的・網羅的に学ぶ「観光学概論」、本学部が柱とする学問領域であるところの「観光経営学」「観光地理学」「観光社会学」、加えて、本学での人間形成かつ教育の基盤であるホスピタリティ教育（「ホスピタリ

ティマナー)、観光を通じた社会貢献に資する人材育成教育の一環としてのキャリア教育(「キャリアデザイン」「キャリアプランニング」)科目がある。

- (3) 「広域科目」では、観光学及び観光にかかわる産業とその関連領域を理解するために不可欠な、文化・地理・歴史・社会・心理・経済・経営など諸学問分野の基礎を学ぶ。
- (4) 「展開科目」では、観光学及び観光にかかわる産業ならびに関連領域についての専門的知識を学ぶことができる。

「展開科目」は、「共通科目」、「コース科目」(観光経営コース・国際観光コース・観光文化コース)、「演習科目」、「特別科目」、から構成される。

① 本学部では、2年次から、観光経営コース、国際観光コース、観光文化コースの3コースに分かれ、各人が選択したコース科目群を中心に学修をすすめる。観光「共通科目」は、各コースの専門科目の学修に先立ち、修得しておくべき知識を身につけるための科目群である。全8科目中の5科目が選択必修となっている。

② 「コース科目」は、観光の幅広い領域を網羅すべく多様な科目が配置されており、学生の希望するコースに合わせた科目の選択が可能となっている。

㊦<観光経営コース>は、観光及び関連事業にかかわる分野における経営や管理などに携わり、そこで求められる専門性をもった人材として活躍することを目指すコースである。観光経営に関する理論や実務に関連する内容として、旅行業、ホテルや旅館といった宿泊産業、航空・空港・鉄道をはじめとする交通運輸産業、さらには外食産業、また、経営学、商学、経済学などについて学ぶことができる。

㊧<国際観光コース>は、観光の国際的な展開にかかわる分野におけるビジネスや業務に携わり、そこで求められる専門性をもった人材として活躍することを目指すコースである。観光にかかわる産業の国際的な推進を担うビジネスや業務、外客の誘致や受け入れ、通訳やガイドなどの人材、世界における観光産業や観光資源、国際英語などについて学ぶことができる。

㊨<観光文化コース>は、観光の文化的な分野において、そこで求められる専門性を持ち、多様な文化を視野に入れた人材として活躍することをめざすコースである。様々な特徴をもったツーリズム、福祉学、博物館学、文化、生涯学習などについて学ぶことができる。

③ 「演習科目(ゼミナール)」は、1・2年次生向けの基礎ゼミナールと3・4年次生向けの専門ゼミナールからなり、チューターの指導を受けながらプレゼンテーション能力やコミュニケーション能力の向上をめざす科目であって、在学期間の4年間8期を通しての必修科目となっている。

④ 「特別科目」は、「観光学特殊講義」「観光学演習」「観光学実習」「インターンシップ」科目から構成される。観光学が日々、進化・拡大を

続けている学問領域であることから、その時々ニーズや課題に対応して、必要な知識を身につけることができるよう、適宜開講可能な科目である。フィールドワーク、現場体験、演習、特殊講義などを通して、政策・立案・企画力・実践力といった総合力を修得させる目的がある。

(5) 「コミュニケーション科目」は、語学科目と情報処理科目から構成される。

- ① <語学科目>では、「英語」に加え、「ハングル」「中国語」「フランス語会話」「スペイン語会話」を学ぶことができる。日本人学生の場合は、英語科目4科目（4単位）が必修、その他の語学系の科目から4科目（4単位）が選択必修となっている。留学生の場合には、「総合日本語 1～4」から2科目（4単位）、「日本語口頭表現 1～4」から4科目（2単位）、「日本語文章表現 1～4」から2科目（2単位）、「日本語中級演習」「日本語上級演習」「ビジネス日本語（会話）」「ビジネス日本語（文章）」から2科目（2単位）が選択必修となっている。
- ② <情報処理科目>では、「情報処理基礎演習 A」「同 B」「情報処理演習 A」「同 B」が設置されており、「情報処理基礎演習 A」「同 B」の2科目（2単位）が必修である。「情報処理基礎演習 A」「同 B」はそれぞれ3クラス開講され、時間割のなかで各人が都合のよい時間帯のクラスを選択することができる。

2) 「履修のてびき」の配布並びに学年別ガイダンスの実施【資料 2-2-2、2-2-3】

入学式後から3～4日間にわたり、新入学生向けのガイダンスが実施される。新入学生には「履修のてびき」が配布され、教員及び教務課職員による履修指導が行われる。事務局内の教務課カウンターでの個別指導も、必要により行われる。新入生のみならず、2・3・4年次生向けの学年別ガイダンスも並行して実施される。

「履修のてびき」には、本学部の理念ならびに社会的使命、基本姿勢（モットー）、教育目標（カリキュラムポリシー）が明記されており、カリキュラム、履修モデル、履修登録の方法、卒業要件、各種資格取得要件、教員へのコンタクトアドレス、学年暦、その他本学部で学ぶにあたって必要な事柄について解説されている。

3) 履修登録

履修登録にあたっては、各期及び年度における登録の上限が定められている。授業に加え予習や復習の時間を勘案して、各セメスター（前後各期）24単位、年間46単位が上限とされている。ただし、4年次生についてのみ、一定条件のもとで前述の上限を越えた登録を認めることがある。

履修登録は、WEB入力となっており、学生は、学内のパソコン教室はもとより自宅のパソコンからも、入力が可能である。留学生など日本語運用能力や機械操作に問題がある学生に対しては、登録期間中、職員が教室に待機し援助を行っている。

4) 定期的なカリキュラムの見直し

新しい学問領域である観光学では、日々、新たな知見が積み重ねられていることから、学生の志向や社会からの要請にも対応しながら、定期的に教育体系を見直し、カリキュラムの改定を行っている。平成 12(2000)年度の開学以来、カリキュラムはほぼ 4 年ごとに改訂されてきており、平成 25(2013)年度にスタートした現行のカリキュラムは、本学部における 4 世代目のカリキュラムである。カリキュラムの改訂にあたっては、「カリキュラム検討委員会」が毎回新たに組織され、入念な検討がなされる。

現行カリキュラムは、特に、初年次教育の充実を図ったものとなっている。平成 26 年度末で、現行カリキュラム運用から 2 年度目が終了する時期となり、次期カリキュラム改訂に向けた取り組みが、今般、開始されたところである。

5) 教授方法の工夫・開発

観光学は極めて学際的学問であるため、地理・歴史・経営・経済・社会・心理・交通・福祉といった幅広い基礎教養が期待されており、そのための学修環境が整備されている。

科目の性格や特徴により講義、演習、実習形式の授業を効果的に配置し、学生の学修を全学で支援している。本学部の学生指導の中心となる「ゼミナール」は、1～4 年次まで演習形式で実施されている。企業インターンシップ、フィールドワーク、語学の向上や観光の実践的な学びの機会となる実習科目も、学生のニーズに対応して適切に開講されている。

本学部での効果的な学修を可能とすべく、学内各所・各分野でいろいろな工夫、取り組みが行われている。その一部について、以下に示す。

(1) 入学前教育から初年次教育への流れと初年次教育の工夫

様々な個性や志向をもつ学生が入学し、入学生数の 3 割程度を占める留学生のバックグラウンドも多様化の傾向にある。そのような背景のもとでは、従来にも増して初年次教育が重視されるようになってきており、現行のカリキュラムは、その方針に沿った編成となっている。

初年次教育充実の一環として、「現代社会基礎」「現代生活基礎」「現代文化基礎」「現代数理基礎」の 4 科目が導入科目として新設された。また、1 年次配当の必修科目「観光学」では、大学入学後の早い時期に、観光学の広がりを感じさせるとともに、観光に関心をもって入学した学生の学修動機付けの向上、さらに、観光を専門とする教員紹介ならびに 2 年次からのコース選択にも資する内容となっている。本学教授陣が執筆編集したオリジナルのテキストが用いられている。

(2) 基礎ゼミナール【資料 2-2-4】

本学部では、全ての学生が 1 年次から 4 年次までゼミナールに所属し、担当教員から指導を受ける。1 年次は学籍番号順にランダムにクラス分けがなされるが、2 年次（1 年間）、3 年次（3・4 年次 2 年間）には、各学生が希望する教員のゼミナールに応募し、必要に応じ選抜を経て、所属を確定させる。ゼミナール担当教員は、チューターとしての役割を担う。

特に、初年次におけるゼミナールのあり方や指導方法については、長期にわたり問題意識が共有され、意見交換が行われてきた。平成 21(2009)年度に、教務委員会並びに「観光学演 I」(当時の科目名) 担当者が中心となって初年次ゼミナールの検討が始まり、平成 23(2011)年度には「初年度教育検討委員会」が設置された。その後、初年次ゼミナール担当教員がゆるやかに固定化されるに及び、かかわる教員が中心となって現在の形に整備した。平成 25(2013)年度から開始された現行カリキュラム導入時から、シラバス共有と統一評価基準をもつ初年次ゼミナールの体制がスタートした。

1 年次ゼミナールは、大学の初年次教育の内容をも含むものであり、合同授業や、ゲストスピーカーによる講義などが取り入れられるなど、工夫された構成になっている。平成 26(2014)年度は、現行カリキュラムの 2 年度目となるが、2 年次ゼミナールでも共通シラバスの導入ならびに到達目標や評価方法の統一化が図られ、今年度末段階で、1・2 年の基礎ゼミナール体制が整ったことになる。ゼミナール I 及び II の実施にあたっては、担当教員による連絡協議会が開催され、ゼミ運営や授業状況についての情報交換が行われている。また、各課職員の支援も得るなど、教員同士また教職員連携による学生の教育・指導が展開されている。

「ゼミナール I」及び「ゼミナール II」の目的とするところは以下の通りである。

「ゼミナール I」の目的は、読み・書き・話し・聞く・考えるといった表現力・思考力・想像力やコミュニケーション能力を育成し、学生と教員との間的人間的接触と相互理解を深めることにある。前期の「ゼミナール I A」では、その前段階として、「自分を知る」「大学を知る」「社会を知る」「地域を知る」「職業を知る」など「知る」(学ぶを含む)をテーマとして学ぶ。後期の「ゼミナール I B」では、ゼミナール内での発表やレポート作成を通じて、他者へ情報を発信する能力、他者から情報を受け取り、理解する能力を養う。「ゼミナール I A」「同 I B」を通して、学生には、大学での基礎的な力、すなわち、論理的な思考能力、文書作成能力、文章構成能力、プレゼンテーション能力、情報検索や整理能力を高める努力が期待される。

「ゼミナール II」の目的は、「ゼミナール I」で培った大学での学びに対して必要な基礎的能力を発展させ、3 年次からの専門的な学びに入るための基礎を固めることである。前期の「ゼミナール II A」では、観光またはそれに準ずる課題を各自で設定し、課題に基づいた文献・資料収集の方法、表現力・想像力を身につけ、コミュニケーション能力を深める。統一的な課題についてのレポート作成、発表が求められる。「ゼミナール II B」では、各自で設定した観光またはそれに準ずる課題をゼミ論としてまとめる。そのために、調査・研究、レジュメの作成、口頭発表、ゼミ論執筆などを行う。

学生は、在籍中に複数のチューターの指導を受けるが、「学生カード」が年次を追って引き継がれ、情報共有の手段となっている。【資料 2-2-5】

(3) 留学生の日本語学修支援

- ① 本学では、正課で日本語教育科目を配置し留学生の日本語教育向上に努めている。
- ② 日本語弁論大会の開催【資料 2-2-6】

留学生の日本語力向上と日本語学習成果の発表を目的とし、平成 22(2010)年度から、「留学生日本語弁論大会」が開催されている。より充実した弁論大会を目指し、日本語担当教員が中心となって様々な取り組みを行い、【資料 2-2-6-2】、年を追うごとに発表の質が向上している。

受賞者の発表の様子については、WEB 上で公開している。

③ 留学生の日本語クラスへの日本人参加

本学部の留学生においては、平成 25(2013)年度までは中国出身者の割合が高く、授業中に学生が安易に母語に頼ってしまう場面が見られた。そのため、日本人学生ボランティアや熊取町国際交流協会関係者の授業参加協力を得た。クラスに日本人が入ることにより、日本語を話す環境となり、学んだ内容を実践的に応用する活動を効果的に行うことができた。日本語能力が相対的に低いクラスの学生にとっては、教師以外の日本人との日本語での交流機会は自信につながる効果が得られた。

④ 日本語学習に関する調査の実施

留学生の日本語学習の理由等の把握を目的として、日本語担当専任教員により、留学生を対象とする調査が実施された。調査項目は、ニーズやどのような力を付けたいと思っているのか、どのように学習しているのか、自分の能力についてどのような認識を持っているのか等である。中国語版、韓国語版、ベトナム語版調査票を作成の上で調査を実施し、その分析結果【資料 2-2-6-3】を留学生の日本語教育に役立てている。

(4) 情報教育

「情報処理基礎演習」科目では、大学生として、レポート作成やゼミ等でプレゼンテーションをするのに必要なコンピュータリテラシー能力を身につけるためのソフト (Microsoft Word・Excel・PowerPoint) の運用能力を身につけることを目的としている。高校の情報科目で標準的なレベルに達していない状態で受講し、OS やアプリケーションソフトの操作方法が理解できていなかったり、入力速度が日本情報処理技能検定協会 (以下、日検) の日本語ワープロ試験 4 級水準に達していない学生、日検の情報処理技能検定の検定内容に相当する情報処理 (表計算) についても、高校で基礎的といわれる関数を習得していない学生が少なからず存在している。一方で、一部には、習熟度が高い学生の存在もある。そのため、(ア) 資格試験と講座の内容をリンクさせる、(イ) 同一講座内で異なるレベルの演習を行う、(ウ) 資格試験の特別講座を正課外で行う、などの取り組みを行った。その結果、意欲が低かった学生の中から資格取得に意欲を示す学生が現れ、また、コンピュータリテラシーの能力が高い学生も日検に興味を示した。そこで、教務委員会ならびに学生支援課の協力を得て、日検の検定試験を取り入れた。授業を補完するかたちで正課外で対応することとし、平成 26(2014)年度からは「キャリアアップ講座」の一環として実施している。現段階での成果は【資料 2-2-7】の通りである。

(5) 英語教育【資料 2-2-8、2-2-9、2-2-10】

英語教育については、正課及び正課外学習、夏期休暇中に実施する語学研修、半期や 1 年間の留学制度など、多様な機会や制度を整備し、学生の学修を支援している。

1 年次配当の必修科目である「英語 1A」「同 1B」については、入学時に行われるプ

レイスメントテストにより、4～5レベルの中から習熟度に応じて受講することができる。プレイスメントに用いられるテストは、本学部専任教員が本学部の学生用に開発したオリジナルなテストである。必修科目は専任教員及び非常勤講師で担当しているが、専任教員のリーダーシップのもとで学生の情報共有を図りつつ少人数かつ効果的な英語教育が提供されている。

語学留学を目的のひとつとして本学に入学した学生がいる一方で、語学科目を苦手とする者もあり、個々の能力や意欲は千差万別である。意欲のある学生を伸ばすべく、平成26年度に、「英語サロン」を開設した。ネイティブスピーカーと自由なテーマで英会話を進めながら、英語運用能力を高めることができる場となっている。学生の参加状況については担当教員から逐次報告がなされ、教授会でもアナウンスされる。

開学時より2・3年次生を主な対象として、半年あるいは1年の語学留学制度が設けられており、選考により毎年複数名が海外英語圏他の学校に語学留学している。留学先での履修状況に応じ教授会での審議を経て、一定単位が本学部の単位として認定される。

さらに、平成25(2013)年度から夏期休暇期間を利用した4週間の短期語学研修制度も新設された。アメリカハワイ州にあるハワイパシフィック大学(HPU)が提供する、外国人向け英語プログラムへの参加である。半年あるいは1年の語学留学については学内選考が実施されるが、こちらは、希望する学生全員が登録の上で参加できる語学留学制度である(ただし、一定数に満たない場合には実施されない)。参加にあたっては、事前事後学習が行われ、参加者の取り組みの状況により一定範囲の単位が、本学での単位として、教授会での審議を経て認定される。

また、1～3年次生を対象とするTOEICテストを、本学を会場としてしている(一部の留学生には、TOEICに変えて日本語能力検定試験への振り替えが可能である)。また、語学学習のモチベーション向上を目指し、平成26(2014)年度より、TOEIC高得点者の表彰制度を設けている。【資料2-2-11】

(6) 実習科目並びに産官学連携科目の開講・公開

講義系科目に加え、演習系科目や実習系科目を多数開設している。「特別科目」群の「実習科目」枠で、多様な地域をフィールドとする実践的学びの場を提供している。専任教員がそれぞれの専門性を活かして国内外での実習を提案、学部内で調整の上で開講される。ために、年次により、開設される科目が異なる。教室からフィールドに出て実地で学ぶことにより学生が新たな課題を発見し、講義で学んだ理論を応用して問題解決に向けた検討や提言を行う。本学が目指す「理論と実践」の教育の場となっている。平成26年度においては、オーストラリア、アメリカ、フランス、沖縄、九州、泉州地域などで実習が行われた。

一般社団法人大阪外食産業協会との産官連携で平成19(2007)年度より「外食産業論」「レストラン経営論」科目が、泉州地域の自治体との官学連携で平成21(2009)年度より「泉州観光学」科目が、それぞれ一般にも公開のうえで開講されている。【資料2-2-12、2-2-13】

(7) 教職課程の取り組み【資料2-2-14】

本学部では、平成22(2010)年度に教職課程が新設された。平成25(2013)年度に完

成年度を迎え、教職課程1期卒業生が教職に就いている。教員免許取得を希望する学生に向けて、さまざまな取り組みに着手している。一例として、地元自治体である熊取町の学習支援ボランティアへの参画がある。平成26(2014)年度から、教職課程3年生有志が、町立小学校で学習支援のためのボランティアを行っている。また、教職採用試験対策として、図書館内教職室での学生のための自主的学び支援に向けた環境整備が、順次進められている。

(8) チューター制度【資料2-2-15】

本学部では、1年次から4年次まで在籍期間中を通して「ゼミナールⅠ～Ⅳ」が必修となっている。「ゼミナール」を担当する教員は、担当するクラスに属する学生のチューターとしての役割をも担う。

チューターの役割については、「履修のてびき」に明示されている通りであり、㊦履修方法など学修に関する助言、㊧奨学金、将来の就職、進学などの助言、㊨その他、大学生活に関する助言を行う、ことである。“面倒見の良い大学”を目指す本学では、学生の生活指導全般、大学導入教育から卒業後の進路指導まで、チューターに期待される役割は広範である。そのため、学生のゼミナール配属は、時間をかけて慎重に行われる。1年次ゼミナールは学籍番号により機械的に編成されるが、2年次ゼミナール(基礎ゼミ)選択に際しては1年次ゼミナール内で、3・4年次ゼミナール(専門ゼミ)選択に際しては2年次ゼミナール内で、それぞれガイダンスが行われ、学生はエントリーシート記載の上で希望する教員を訪ね、各教員のゼミナールの内容を良く理解した上で希望するゼミナールを確定する。基礎・専門ゼミナールともに人数制限があり、応募者多数の場合は選抜となる。

(3) 2-2の改善・向上方策(将来計画)

[観光学部]

新しい学問領域である観光学は、日々新たな視点や知見が積み重ねられており、観光を取り巻く社会情勢もまた刻々と変化している。本学部の教育理念に則り、理論と実践を両輪とする教育を展開すべく、学生のニーズに応えながらカリキュラムの一層の充実を図っていることが重要である。現行カリキュラムでは幅広い観光の学びを提供しているが、各科目間の連環をより明確化するための工夫(科目ナンバリング制度の導入など)が緊急の課題である。

[国際交流学部]

国際交流学部は、現在、文部科学省の設置認可履行状況調査の期間である。完成年度後に4年間の教育課程等の見直しを行いたいと考えている。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びにTA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

1) 教務委員会の定期的開催【資料 2-3-1】

教職員からなる教務委員会が学内定例委員会として設置されており、教務委員長招集により、定期的に委員会が開催されている。“学生の教育に係わること”（教務委員会規程）について、審議や課題対応にあたっている。

2) 職員によるカウンターサービスと教職員協働の学修支援【資料 2-3-2】

毎期、授業開始から 5 週目時点で、必修科目を対象とする出席状況把握調査が実施されている。調査結果は、集計の後、ゼミナールのチューターにフィードバックされ、学生指導に活用されている。欠席が多い学生に対しては、チューターや教務課職員からコンタクトを取るなどの対応が図られる。

学生からの相談がチューターに先立ち教務課職員に寄せられることや、チューターからの依頼により職員主導で支援が進められる例もある。学生への指導は、チューターのみならず教務課職員によっても行われている。いずれの場合にも、教職員間の綿密な情報共有のもと対応がなされる。学生との面談は正確に記録されている。学生からの相談内容によっては、学生支援課や国際交流事務局とも連携の上で対応がとられる。

3) 留学生の日本語学修支援【資料 2-3-3】

本学は、留学生が全学生の約 3 割を占める。異なる言語・文化を持つ者との交流がますます求められ、身近な異文化を理解し受容することや自らの文化を伝えることは、留学生ならびに日本人双方にとってプラスになると考えられることから、平成 26(2014)年 10 月に、留学生と日本人が集う「日本語しゃべり場」が開設された。開設間もないこともあり軌道に乗るまでの期間、観光学部長や日本語担当教員が参加しており、学長をはじめとする他の教職員の参加や協力も得られている。

4) TA ならびに授業補助者の活用

観光学部では、必要な科目について TA を充て、学生の学修支援にあたっている。現時点では、「情報処理科目」で TA を活用している。

TA とは異なる位置づけであるが、正規授業の中で外部講師の招聘を可能とする制度がある。外部の専門家や観光の現場を知るゲストらの講義は、修学意欲やキャリア教育の一環としても効果的であり、外部講師による講義は原則として学部内に公開される。

5) オフィスアワー制度【資料 2-3-4】

全ての専任教員がオフィスアワーを設定し、学生の学修その他の支援にあたっている。教員のオフィスアワーの時間や場所は、教務課掲示版で公開されている。学長のオフィスアワーも設定されており、英語サロンの開設等、学生の声から設置や改善に至ったこともある。

教員の研究室には、教員の在室の有無や入室の可否等が示され、学生からのコンタクトを積極的に受け入れる姿勢を明確にしている。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

面倒見の良い大学を目指し、教職員が連携して学生支援にあたっている。長期授業欠席者に対する教職員協働の取り組みの推進により、欠席に至る背景の把握や退学者の歯止めとなるなど一定の成果がでている。学生の修学意欲の向上と退学者対応に向け、さらに学内連携して対応・指導を図る必要がある。

留学生の日本語学修支援を目指して「しゃべり場」が開設され、日本語専任教員が中心となり教職員の協力を得ながら展開しているが、留学生の参加に比して日本人学生の参加が消極的などところもあり、日本人学生の参加を促す仕掛けを考えたい。「英語サロン」についても、より有効に機能するように工夫していく。日本人・留学生を問わず学生の大学満足度を高めるべく、きめ細かく学生の声を吸い上げていく仕組みを検討したい。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

1) ディプロマポリシー

本学は、以下のような学位授与方針（ディプロマポリシー）を掲げている。【資料 2-4-1】

観光学部は、以下のために必要な資質、能力を育み習得した学生に学士の学位を授与する。

- ① 観光に関わる高度な専門性をもった専門的職業人として活躍できること。
- ② 観光業をはじめとする観光に関わる分野で、本学観光学部で学んだ多様な知識、専門性を活かせること。
- ③ グローバルな社会の中で、観光学に基づく幅広い視野をもって、異文化を理解し、尊重できること。

④ 異文化理解とおもてなしの精神をかねそなえていること。

国際交流学部では、「グローバル化する世界の中で、日本人としての矜持をもち、国際人、さらには国を超えた地球人同士として積極的に日本文化を発信し、世界の人々と交流できる人材、すなわち「和魂地球人」を育成する」という理念を教育の根幹とし、「地球愛を重んじ、日本文化を世界に発信して新しい世界観形成を模索し、問題を発見し解決する能力を備えた有為の人材を育成することを教育の目的としている。

これを実現するために、日本学に関する諸分野の教育と研究、高度な英語力と日本語（国語）力の涵養、内外諸文化の研究を通じた交流理論の構築を使命として掲げ、所定の教育課程 124 単位以上の履修を通して、下記(i)から(vii)の能力を身に着けた者に対して学位を授与する。

- ① 日本の歴史、地理、文化、芸術等について深い教養を身につけ、日本の先達が過去現在に成してきた有形無形の業績を知り、それらを踏まえて日本を諸外国に発信する視点に立って、建設的な問題意識を持つことができる。
- ② 日本と他の国々との関係について、日本と他者との交流という相互的な観点からこれを位置付け、内外の多様な文化や歴史、また近隣アジア諸地域の言語や諸事情に精通して、バランスのとれた視野で建設的な考察ができる。
- ③ 英語について「読む・聞く・書く・話す」の基本的能力を身につけ、日本を諸外国に発信するために必要にして十分な表現力を備え、適切に運用することができる。
- ④ 日本を諸外国に発信する上で直面する諸課題について、各自の視座を持ち、批判的思考力をもって発見・分析・考察し、論理的で説得力のある議論を展開することができる。
- ⑤ 日本語（国語）表現について、学習及び社会生活の上で必要な基礎知識を持ち、それらを実践的に運用することができる。
- ⑥ 人間の思考と心理について、基礎的な知識を持ち、それらを踏まえた上で社会生活における人間関係を適切に構築し、心身の健康維持・向上に努め、人生の様々な困難に立ち向かうことができる。自分の仕事について、適切な労働観を持ち、積極的な就労意識を持つことができる。
- ⑦ IT 機器を用いて文書を作成し、表現することができる。

2) 単位認定

本学(両学部共通)で開講されている科目全てについてシラバスが作成され、WEB 公開されている。シラバスには、授業の目的・履修にあたっての留意事項・使用する教科書ならびに参考書・各回のテーマ及び内容とともに、成績評価の基準が明記されている。各科目担当教員は、シラバスに沿った授業を実施し、明記された評価基準にそって学生の学修達成度を適切に評価したうえで、合格者に単位を付与する。

各学部のディプロマポリシーに則り修学し、卒業要件を満たした学生は卒業候補生としてリストに記載され、卒業判定教授会での審議を経て卒業認定がな

される。

3) 成績評価と成績表への記載方法

[観光学部][国際交流学部]

成績は100点を満点とし、60点以上が合格である。成績評価の方法はそれぞれの科目に適した方法で行われ、いずれの場合もシラバスに評価の基準が明記されている。評価の方法は、定期試験、論文、口述テスト、出席状況その他、授業担当者の定める評価基準に則って厳正に行われている。

試験には、定期試験期間中に実施される期末試験、論文（レポート）試験、授業時間内試験がある。疾病・忌引き・就職試験等のやむを得ない事由で定期試験が受けられない場合は、所定の手続きのもとで追試験が実施される制度がある。また、定期試験で不合格となり担当教員が認めた場合には、所定の条件のもとで再試験が実施される制度がある。

出席については、観光学部においては原則として全授業回数の3分の2以上、国際交流学部においては全授業時数の80%以上の出席が必要である。満たない場合には、定期試験期間中に実施される期末試験の受験資格が与えられないことがある。

各学生の評価はWEB入力でおこなわれる。教員の評価は素点で報告されるが、学生の成績表には、A、B、C、Dの記号で記載される。A、B、Cは合格、Dは不合格である。素点とA、B、C、D評価は以下の通り対応している。

評価 A：80～100点
B：70～79点
C：60～69点
D：0～59点

また、成績評価についての学生からの質問期間が設けられており、学生からの問合せがあった場合には、教員は適切に対応しなければならない。

[国際交流学部]

GPA(Grade Point Average)制度

国際交流学部においては、GPA制度を用いて学修の総合的評価を行っている。国際交流学部では学部設置とともに下記の方式でGPA制度を導入し、学生指導（学修状況のチュートリアル、履修科目指導、海外留学の要件、成績優秀者の表彰等）に利活用している。

GPAとは履修科目1単位あたりのGP平均値のことであり、不合格科目も含めた平均値を算出している。科目ごとのGPは下記の式で算出される。

$$GP = (\text{評点} - 55) \div 10 \quad (\text{ただし、評点} < 59 \text{ のとき } GP=0)$$

GPA制度による評点の意味づけを、従来のレターグレード（ABC評価）と比較すると次表のようになる。GPA制度によって、より細やかな評価基準を設定し、より客観的な成績評価を行うための基盤作りを行っている。

【図表 2-4-1】 GP（グレードポイント）とレターグレードの対照表

評点	GP	レターグレード
95 ～ 100	4.0 ～ 4.5	A
90 ～ 94	3.5 ～ 3.9	
85 ～ 89	3.0 ～ 3.4	
80 ～ 84	2.5 ～ 2.9	
75 ～ 79	2.0 ～ 2.4	B
70 ～ 74	1.5 ～ 1.9	
65 ～ 69	1.0 ～ 1.4	C
60 ～ 64	0.5 ～ 0.9	
59 以下	0	D（不合格）

4) 卒業要件

[観光学部]

124 単位が本学部の卒業要件である。内、必修は 28 単位であり、次の通りである。「観光学」2 単位、「ゼミナールⅠA」「同ⅠB」「同ⅡA」「同ⅡB」「同ⅢA」「同ⅢB」「同ⅣA」「同ⅣB」の 8 科目計 16 単位、「卒業論文」4 単位、「情報処理基礎演習 A」「同 B」2 単位。加えて、日本人学生の場合は「英語ⅠA」「同ⅠB」「キャリア英語ⅠA」「同ⅠB」4 単位、留学生の場合は「総合日本語 1～4」から 4 単位。

その他は、以下の内訳で合計 96 単位である。導入科目 6 単位、基礎科目 10 単位、広域科目 16 単位、共通科目 10 単位、展開科目 30 単位、コミュニケーション科目 6 単位、その他全ての科目から 18 単位が必要である。なお、展開科目 30 単位のうち、所属するコースの科目群から 20 単位の履修が必要である。

他大学等からの編入学生については、本学部教授会での審議を経て、編入前の他大学等での既修単位から一定単位数が認定され本学の卒業要件として換算できる。編入学年ごとの既修単位の認定単位数の上限は、「観光学部教務委員会内規」により、2 年次編入学生 28 単位、3 年次編入学生 62 単位とされている。

[国際交流学部]

124 単位が本学部の卒業要件である。内、必修は 88 単位であり、以下の通りである。

(ア) 日本学プログラム基礎教養：7 科目 10 単位

「日本学基礎教養ⅠA（人文地理）」（留学生は「日本学基礎教養Ⅰα（地理基礎）」）

「日本学基礎教養ⅠB（歴史）」（留学生は「日本学基礎教養Ⅰβ（歴史基礎）」）

「日本学基礎教養ⅡA（近代史）」（以上各 2 単位）

「基礎演習ⅠA」「同ⅠB」「同ⅡA」「同ⅡB」（各 1 単位）

(イ) 日本語強化プログラム：8 科目 8 単位

- 「日本語演習ⅠA」「同ⅠB」（留学生はそれぞれ「同Ⅰα」「同Ⅰβ」）
「同ⅠC」「同ⅠD」「同ⅡA」「同ⅡB」「同ⅡC」「同ⅡD」（各1単位）
- (ウ) 英語プログラムⅠ：28科目 28単位
「留学ボキャブラリー」「留学コミュニケーション」
「リスニング・スキルⅠA」「同ⅠB」「リーディング・スキルⅠA」「同ⅠB」
「ボキャブラリーⅠ」「文法・コアⅠA」「同ⅠB」「シンボル・ビルディング」
「グローバル・リスニングⅠ」「スピーキング・スキルⅠ」
「英語総合演習ⅠA」「同ⅠB」
「リーディング・スキルⅡA」「同ⅡB」「ボキャブラリーⅡA」「同ⅡB」
「文法・コアⅡA」「同ⅡB」
「グローバル・リスニングⅡA」「同ⅡB」「同ⅡC」「同ⅡD」
「スピーキング・スキルⅡA」「同ⅡB」
「英語総合演習ⅡA」「同ⅡB」（以上各1単位）
- (エ) 学外プログラム：1科目 2単位
「海外語学研修Ⅰ」
- (オ) 日本学プログラム探究：5科目 8単位
「専門演習A」「同B」「卒論研究A」「同B」（各1単位）
「卒業論文」（4単位）
- (カ) 英語プログラムⅡ：20科目 20単位
「ボキャブラリーⅢA」「同ⅢB」「リーディング・スキルⅢA」「同ⅢB」「同ⅢC」
「ライティング・スキル」「スピーキング・スキルⅢA」「同ⅢB」
「グローバル・リスニングⅢA」「同ⅢB」「同ⅢC」「同ⅢD」
「英語総合演習ⅢA」「同ⅢB」
「総合コミュニケーションA」「総合コミュニケーションB」
「プレゼンテーション演習A」「同B」「同C」「同D」（以上各1単位）
- (キ) 人材交流マネジメントプログラム：2科目 4単位
「異文化理解基礎」「心理学基礎」（各2単位）
- (ク) 情報技術プログラム：4科目 4単位
「情報処理基礎演習A」「同B」「情報処理演習A」「同B」（各1単位）
- (ケ) キャリアプログラム：2科目 4単位
「キャリアデザイン」「キャリアプランニング」
- (コ) その他、選択科目より 36単位を履修する。内訳は下記の通り。
- ㊦ 日本学プログラム基礎教養：12単位
「日本学基礎教養ⅠC」～「同ⅠF」「同ⅡB」～「同ⅡD」より6単位
「日本文明論」「日本神話論」「憲法」「日本人の心性Ⅰ」～「同Ⅲ」より6単位
- ㊧ 日本学プログラム探究：必修以外の15科目から8単位
- ㊨ 人材交流マネジメントプログラム：必修以外の8科目から4単位
- ㊩ 国際日本プログラム：10科目から3～4単位（2科目）

- ㊤創造力開発プログラム：3科目から2単位
- ㊦生き方学習プログラム：3科目から2単位
- ㊧近隣アジア地域研究プログラム：11科目から2単位
- ㊨系列任意：2～3単位

他大学等からの編入学生については、本学部教授会での審議を経て、編入前の他大学等での既修単位から一定単位数が認定され、本学の卒業要件として換算できる。編入学年ごとの既修単位の認定単位数の上限は、「国際交流学部教務委員会内規」により、2年次編入学生30単位、3年次編入学生60単位とされている。

5) 他学部履修制度

平成25(2013)年度の国際交流学部新設に伴い、「他学部履修規則」が整備され、平成26(2014)年度後期より、それぞれ他の学部の科目履修が一定条件のもとで可能となり、各学部の規定により卒業要件単位として算入できることが認められた。【資料2-4-2】

6) 単位互換制度

『大学コンソーシアム大阪』加盟の府内34大学（平成26(2014)年度現在）の単位互換科目を履修した場合に、相互に単位が互換され、本学においても卒業要件単位（展開科目）として認定される。【資料2-4-3】

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

観光学部においては、GPA評価の導入を進めているところである。既に教員による各科目の評価や成績入力は素点で行われているため、学内のシステムが整備され次第、学生に対してGPAでの評価の提示が可能である。平成27(2015)年度から導入したい。

国際交流学は、現在、文部科学省の設置認可状況調査下にあり、完成年度後に教育課程等の改定を行いたい。

2-5 キャリアガイダンス

＜2-5の視点＞

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5の自己判定

「基準項目2-5を満たしている。」

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

ア. カリキュラム内に設置されたキャリア教育科目

観光学部においては、平成 21(2009)年度より、正課内にキャリア関連科目 2 科目(各 2 単位)を配置し、学生生活の比較的初期の段階からキャリア教育を実施している。具体的には、1 年次後期配当科目の「キャリアデザイン」、2 年次前期配当科目の「キャリアプランニング」である。これら 2 科目の運営についてはそれぞれの担当講師が行っているが、事務局学生支援課も密接に連携を取りながら授業の内容を補完するなど、協力体制を構築している。

さらに、平成 26(2014)年度からは、3 年次後期配当科目として「キャリアガイダンス」(2 単位)が新設された。この科目は、従来学生支援課が「就職ガイダンス」として、就職を希望する 3 年次の学生を対象に実施してきた就職に関する指導の一部を授業科目として再構成し単位化したものである。内容としては、就職活動に臨もうとしている学生が知っておくべき基本的な内容に特化したものとなっている。この授業に関しても、担当講師と学生支援課が密接に連携を取り、協力しながら学生の指導・支援を行っている。【資料 2-5-1】

国際交流学部においては、正課内に 1 年次前期配当科目の「キャリアデザイン」(専任教員担当、2 単位)、2 年次後期配当科目の「キャリアプランニング」(非常勤講師担当、2 単位)を配し、共に必修科目として学生の自己発見・自己認識の促進と労働感の涵養を図っている。また、「キャリアデザイン」と同一の専任教員が担当する「基礎演習 I AB」「同 II AB」においても、キャリア形成の観点から指導を行っており、事務局教務課および学生支援課とも協働体制をとっている。

イ. インターンシップ

観光学部では 3 年次前期配当科目として「インターンシップ」科目を開講している。この科目は、平成 12(2000)年度の大学開学時より設置されている科目である。なお、平成 26(2014)年度のインターンシップの実施先としては、宿泊系企業 6 社、旅行系企業 4 社となっている。

また、正課外のインターンシップとしては、一般企業の他に、和歌山経営者協会、大学コンソーシアム大阪、大阪外国人雇用サービスセンターなどと連携し、学生に対してインターンシップを推奨している。平成 26(2014)年度の実績としては、7 団体に、延べ 9 名の学生を受け入れていただいた。

なお、インターンシップに関しては、平成 26(2014)年度より正課内および正課外における対企業の折衝を学生支援課が担当することとなり、そのことによって大学と企業との連携がより深まり、就職を希望する学生に対する支援体制をより強化することができた。【資料 2-5-2】

国際交流学部では正課外でインターンシップを計画中であるが、まだ 1 年次生しかいないため実施をみていない。

ウ. その他、就職対策

本学では、学生支援課が中心となり、正課では実施しない内容の「就職ガイダンス」、「マナー講座」、「模擬面接講座」や、その他各種資格対策講座など様々な催しを随時行うことにより、学生の職業的自立を促す方策を実施している。【資料 2-5-3、

2-5-4、2-5-5】

エ. 卒業後の進路

本学に入学してきた学生は、やはり「観光学部」という学部を志望してきたこともあり、旅行業界やホテル業界といった観光・サービスの関連業界への就職を希望している者が相対的に多い。そして、その入学時の志望を貫いて、希望の業界への就職を勝ち取る学生の割合は多いと言える。しかし、その一方で、在学中のアルバイトやインターンシップなどを経験する中で、改めて自己と向き合うことによって、その就職希望先を変更する学生も少なくない。

本学学生の卒業後の進路としては、就職先の業界は全方向に向いてはいるものの、その割合としては、観光業界を中心として接客を伴うサービス業に就く学生の割合が非常に高いということが言える。

なお、国際交流学部は平成 25 (2013) 年度開設のため、まだ卒業生を出していない。

オ. 就職支援体制

本学では、教員と学生支援課長とで構成される学生委員会の中に就職担当（就職委員会）を設け、事務局学生支援課の専門カウンセラーと連携を取り、学生一人ひとりに対する支援と助言体制を取っている。

具体的には、3年次の初めに学生に「就職登録カード」を提出させ、個別に面談を行い、それぞれの学生が目指す進路についての情報提供やサポートを行っている。就職登録カード提出者には「就職要覧」を配布し、就職活動の進め方に対するアドバイスをを行うとともにカウンセリングも実施している。また、就職に関する情報や資料を集めた「就職資料室」も事務局に併設し、蔵書の貸し出しを行うなど、学生の利用を促している。

さらに、就職年次に至った学生（3・4年生以上）に対しては、毎月一度、電話にて就職状況の確認を行うほか、年に数回、学生の自宅へ宛てて啓発の文書を発信している。

また、保護者に対しても、現実の就職環境や大学生の就職状況についての文書を送付するなど、大学と保護者が一体となった学生への就職支援を目指している。

観光領域での主要な国家資格である「総合旅行業務取扱管理者」「国内旅行業務取扱管理者」資格取得を支援する科目を正課のなかで開設している。資格を取得した学生に対しては、学長による表彰制度が平成 26 年度から始まり、学生のキャリア教育に対するモチベーション向上につながっている。【資料 2-5-6、2-5-7】

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

学生の就職および就職活動に対する意識を高めるため、学生支援課を中心として「就職ガイダンス」等についての学内広報をより一層充実させていく。また、学生支援課と 1～2 年次ゼミとの連携を密にすることにより、就職登録を行う学生数の増加に努める。

尚、本学では、近い将来にキャリアセンター（仮称）を創設することを念頭に、平成 25（2013）年度後期より「キャリア教育構想委員会」が設置された。これにより、入学から卒業までの 4 年間を見通した幅広いキャリア教育と就職指導が可能となり、学生に対する就職支援体制はより強化されるものと考えられる。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

本学における教育目的達成状況の点検・評価については開学以来、「自己点検・自己評価」を行って定期的に報告を行っているが、その方法の工夫と開発については全学 FD 委員会がこれを担っている。その第一歩として平成 18(2006)年度以来、「学生による授業評価アンケート」を実施してきた。

ア. 「学生による授業評価アンケート」の実施

両学部・全科目（演習・実習を除く）を対象に、「学生による授業評価アンケート」を下記のように行っている。

(ア) 自由記述式（毎学期第 8 週）

学生にコメントシートを配付し、授業の内容・難易度・進め方等について要望を自由に記述してもらおう。また、教員が特に学生から意見を求めたい事柄については自由に質問を設定できる欄を設けている。

(イ) 5 段階評価式（毎学期第 14 週）

5 段階評価式のアンケートは毎学期末に行っている（都合により第 14 週に実施できない場合は最終週に実施）。自由記述式と同様、教員が特に学生から意見を求めたい事柄について自由に質問を設定できる欄を設けている。

イ. 出席状況の調査

両学部とも必修科目（講義・演習）を対象に、毎学期第 5 週目と第 15 週目に、全受講生の出席状況を点検している。結果は両学部とも直ちにゼミ・チューターに報告され、出席状況が芳しくない学生については、状況に応じて個別に始動をする体制をとっている。

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

ア. 「学生による授業評価アンケート」

(ア) 自由記述式

学生が書いたコメントシートはすぐに教員が回収する。教員はアンケート実施の翌

週にその結果について口頭で返答し、すぐに実行可能なことがらについては即時に授業に取り入れる。これを学期末でなく第8週に行うのは、当該学期のうちにフィードバックを学生に伝えて授業改善を図ることができるからである。また、学生も自分が今受講している授業について自身に利益が返ってくることから、アンケートに回答する上でモチベーションが向上し、あわせて授業に能動的に参加する責任感を持たせることにもつながっている。

(イ) 5段階評価式

5段階評価式のアンケート結果は、成績評価が済んだ後に教員に返され(9月/3月)、教員はその結果や、先の自由記述式アンケートや、試験・レポート等についての評価基準と講評、全体的な授業実施における問題点とその対応・改善を、「授業の振り返り」として執筆する。この「振り返り」は学内イントラネット(M-net)で全学生、教職員に公開される。

この「振り返り」とは、いわゆるティーチング・ポートフォリオのことであり、教員は自らの「振り返り」を基にしてその学期の授業内容と方法を反省し、次年度の授業シラバスを作成する。また、今後はこれらのポートフォリオを学部毎に集積することによって、科目間相互の連関をさらに密にし、より良いカリキュラム編成に資することも期待されている。

なお、平成26(2014)年度FD委員会において、この「振り返り」の質の向上を目指して、本年度前期執筆分から記載項目の精査と書式の統一を図るべく協議が行われているところである。

(3) 2-6の改善・向上方策(将来計画)

今後は、いわゆるティーチング・ポートフォリオとしての「振り返り」を学部毎に集積することによって、科目間相互の連関をさらに密にし、より良いカリキュラム編成の作成につなげてゆく必要がある。

なお、平成26(2014)年度FD委員会において、「振り返り」の質の向上を目指して、同年度前期執筆分から記載項目の精査と書式の統一を図るべく協議が行われている。

2-7 学生サービス

《2-7の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7の自己判定

「基準項目2-7を満たしている。」

(2) 2-7の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-7-① 学生生活の安定のための支援

ア. 学生委員会と学生支援課

本学では、観光学部・国際交流学部の専任教員および学生支援課長によって構成される学生委員会を設置し、学生支援課と連携しながら、学生生活安定のためのあらゆる支援と学生サービスの向上に努めている。学生委員会では、学生生活に関連するあらゆる事態・事柄に対応するほか、学友会やサークル・クラブ活動などの学生生活活動への支援、就職など卒業後の進路に対する支援などを行っている。

学生支援課は、学生生活全般に関するあらゆる事柄について、学生にとっての窓口の役割を果たしている。具体的には、学生生活に関する業務（生活相談・指導・助言、課外活動、厚生補導運営（健康管理、奨学金等）、その他学生生活全般にわたる業務）、および就職や進学など学生の職業的自立を目指した進路支援を実施している。とりわけ、学生に対する健康管理、および心的支援については、学生支援課と「保健室」、「学生相談室」が連携しながら、日常の身体的・心理的問題に対応している。

本学に設置されている「学生相談室」は、学生の心理に起因する様々な問題に対して専門の相談員が対応を行っている。「学生相談室」は、月2回木曜日の10時30分から15時まで開設され、様々な悩みを抱えた学生からの相談に応じている。また、開室時間以外については、学生支援課職員が対応している。「保健室」には看護師1名を配置し、平日（金曜日を除く）10時30分から16時まで開室している。

【資料 2-7-1】

さらに、学生と教職員との間の意思疎通をより円滑なものにするために、必要に応じて「学生協議会」を開催し、教員・事務局・学友会（学生組織）との間で、学生生活に関する様々な協議を行っている。

また、サークルやクラブ活動など、学生の課外活動に対する支援について、学生支援課は学生の自治組織である学友会を通じて助言と指導を行っている。学友会は学校行事として、新入生歓迎会、学友会総会（年2回）、大学祭などを主催している。なお、クラブおよびサークルは、各顧問の指導の下に活動を行っているが、毎年の役員選出、継続届・会員名簿・年間活動予定書・活動報告書・補助金要望書などの必要書類の提出が求められる。

イ. 福利厚生施設

本学における福利厚生施設としては、学生食堂と学生ラウンジがある。

学生食堂は、授業期間中に委託業者によって11時から14時00分まで運営されている。学生食堂には飲料と軽食の自動販売機も設置されており、これらは食堂の営業時間以外にも利用可能である。また、学生食堂では、本学吹奏楽部による「ランチタイム・コンサート」もたびたび開催され、学生と教職員にとっての憩いの場となっている。【資料 2-7-2】

学生ラウンジには、飲料の自動販売機が数台と喫茶スペースがあり、授業の空き時間を中心に学生の寛ぎの場となっている。

なお、学内は一部エリア（喫煙ルーム等）を除き禁煙としており、受動喫煙を排除するように努めている。

ウ. 経済的支援

本学における学生に対する経済的支援に関しては、奨学金制度と特待生制度がある。

奨学金制度は、日本人学生については、ア. 日本学生支援機構奨学金、イ. 交通遺児育英会、ウ. 船井奨学会、エ. 山口ひとづくり財団奨学金、オ. あしなが育英会奨学金を取り扱っている。

また、外国人留学生については、ア. 文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度、イ. ロータリー米山奨学会奨学金、ウ. 平和中島財団奨学金、エ. 大遊協国際交流・援助・研究協会奨学生、オ. 朝鮮奨学会奨学金、カ. 国費留学生（研究留学生）奨学金を取り扱っている。

家計困窮などにより学資の援助を希望してくる学生や、経済的に継続的な修学が困難であるような学生に対しては、日本学生支援機構の「緊急・応急採用」を利用して迅速に対応するなど、学生の修学援助をサポートしている。

特待生制度については、入学試験の段階で対象学生を選抜し、その授業料を減免する制度でその学生の年度ごとの成績により継続の可否が決定されるため、学生の学習意欲の維持・向上に大きく役立っていると言える。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

本学が行う学生サービスに関しては、学内に①「意見箱」を設置すること、②委員会との定期会合による意見聴取等により、学生からの意見・要望等が直接集約できるような体制を取っている。また、各チューター（ゼミ担当教員）が学生からの様々な意見をくみ取り、それらを担当部署に連絡するなどして、学生サービスに反映できるようにしている。

学生からの要望に関しては、実現可能なものについてはすぐに取り組みを行い、また実現困難もしくは検討が必要な要望については、掲示などにより大学側の意向・回答を伝えるように努めている。この具体的事例として、前述の学内禁煙は、学生から寄せられた意見・要望に対する対応から発展して、それが全学を挙げた取り組みとなった結果実現したものである。

(3) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

家庭の経済的な事情によって就学困難となる学生が年々増加する傾向にあるため、それに対する経済的施策について改善策等の検討を全学的に行っていく。

また、学生の心理的な要因から発生する問題が多様化する傾向にあり、それと同時に心的支援を必要とする学生数もまた増加しているため、現在月 2 回開設の「学生相談室」を質・量共により一層充実させることを検討していく。

本学は、観光学部と国際交流学部という学部の特性もあり、全学生に占める留学生の割合は比較的高くなっているが、日本人学生と留学生との交流をより促進させるために、学生ラウンジと国際交流サロン（平成 25（2013）年度設置）の充実と改善を図っていく。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8 の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定

「基準項目 2-8 を満たしている。」

(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

本学は 2 学部 2 学科から構成されている。

ア. 観光学部では、観光経営、国際観光、観光文化の 3 つのコースが設けられている。それぞれのコースには、コースの教育の目的を達成するための教育課程が編成され、それを指導する専門の教員を配置している。

観光経営コースは、観光産業界、観光事業に関わる分野における経営や管理に携わる人材の育成を目指すコースである。観光経営に関する理論や実務の内容としては、旅行、ホテルや旅館といった宿泊業、航空をはじめとする交通、外食、また、経営学、商学、経済学などを学ぶ。

観光経営コースの教育体制として、旅行、宿泊業、航空、交通、経営学にそれぞれ専任の教員を配置し、経済学は国際交流学部の教員が学内兼担で、外食と商学は学外からの非常勤講師で対応している。

国際観光コースは、観光の国際的な展開に関わる分野におけるビジネス、業務に携わる人材の育成を目指すコースである。国際観光コースでは、観光、旅行の国際的な推進を担うビジネスや業務、外客の誘致や受入れ、ガイドなどの人材、観光資源、国際英語などについて学ぶ。

国際観光コースの教育体制として、観光や旅行の国際的な推進に関する業務、外客誘致、観光資源、国際英語の分野に専任の教員を配置している。

観光文化コースは、観光の文化的分野において、多様な文化を視野に入れ、観光に関わる施設や資源、政策、歴史、レジャー、文化、また、地理学、歴史学、人類学、心理学、福祉学、生涯学習、博物館などについて学ぶ。

観光文化コースの教育体制として、観光施設、政策、レジャー、文化、地理学、歴史学、心理学、福祉学、生涯学習などの分野に専門の教員を配置している。博物館については非常勤講師で対応している。

観光学部観光学科は、中学校一種免許証（社会）、高等学校一種免許証（地理歴史）及び同（商業）の課程の認定を受けている。そのため、学則別表 1-3-(2)-①及び②に示す教職科目を開設する必要がある。これに対応するために教育学及び心理学の専任教員を 2 名配置し、それ以外の教職科目の授業は本学の専門科目担当者か非常勤講師によっている。

観光学部教員の職位別年齢構成は、【図表 2-8-1】に示すように、61 歳から 70

歳6名、51歳から60歳7名、41歳から50歳5名、31歳から40歳6名である。このうち、教授は40歳代3名、50歳代4名、60歳代6名、合計13名である。このように、観光学部教員の年齢構成並びに職位別年齢構成はバランスがとれている。

【図表 2-8-1】観光学部教員の職位別年齢構成 (平成 26 年 5 月)

	61歳～ 70歳	51歳～ 60歳	41歳～ 50歳	31歳～ 40歳	計
教授	6	4	3		13
准教授		2	1		3
講師		1	1	5	8
計	6	7	5	6	24

4. 国際交流学部は、平成 25(2013)年 4 月に新設されたばかりのまさに新しい学部である。現在のところ、教員の配置については設置認可申請書に記載した計画に沿ってほぼ順調に行われている。平成 26(2013)年度の専任教員の構成は【図表 2-8-2】に示すとおりである。即ち、『和魂地球人』の養成という学部の目的に沿った教育課程を担う資質を備えた教員を配置している。設置 2 年目に入る平成 26(2014)年には、学年進行に合わせて、英語学の分野の教授 1 名を採用したほか、観交学部から経済学担当の教授 1 名を移籍し、教員組織の充実を図った。

「教員定年制に関する特例内規」に該当する 61 歳以上 70 歳以下の教員は 4 名であり、全体の 40%に相当するが、これは新設学部の設置認可の際の教員確保という事情によりやむを得ないものと考えている。退職年齢を超える教員の問題については、完成年度以降の教員組織編制計画を策定し、段階的に解決していく予定である。平成 26(2014)年度も、年齢の若い教授(日本文明論)を採用している。

【図表 2-8-2】国際交流学部教員の職位別年齢構成 (平成 26 年 5 月)

	61歳～70歳	51歳～60歳	41歳～50歳	31歳～40歳	計
教授	4		2		6
准教授		1		1	2
講師				2	2
計	4	1	0	3	10

以上、本学は、2 学部ともに、それぞれの教育目的及び教育課程に即した教員を確保し、適切に配置している。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

教員の採用・昇任については、教員人事規程に基づき、研究上の業績、教育上の能力、知識や経験等を総合的に判断して審査を行っている。

採用教員の専門分野については、学長、当該学部の学部長及び事務局長が協議し決定している。教員の募集は、インターネットや関連学部・学科を持つ大学に公募している。選考に当たっては、学部長が教授会構成員の中から指名した選考委員会によって、研究業績、社会における活動、本学に着任した場合の教育・研究上の抱負等についての書類審査、面接並びに模擬授業を実施して候補者を決定し、これを学長から理事長に上申し、最終的に理事長が採用を決定している。

国際交流学部は、現在設置間もないこともあり、この間の昇任人事は行っていない。平成 26 (2014) 年 4 月の採用人事については、文部科学省の教員審査を受けている。

本学は組織的な教員評価は行っていない。しかし、年度初めに、毎年、研究業績・学会報告・社会貢献などの報告を義務付けている。また、学長の教員特別研究費の応募の際は、研究計画書を提出し、研究終了時には研究成果の報告を義務付けている。学生による授業評価を年 4 回実施し、授業改善に役立てている。【資料 2-8-1】

FD 活動については、先述の「学生による授業評価アンケート」を平成 18 (2006) 年に開始した際に、その企画・運営にあたった教務委員会内ワーキンググループを核として、平成 19 (2007) 年度に FD 委員会が発足した。2 学部体制となった現在では全学 FD 委員会として機能している。平成 25 (2013) 年度は、委員長 1 名に両学部から 1 名ずつ選出されたメンバー計 3 名で構成され、毎月 1 回、委員会を開催した。

ア. 観光学部

FD 研修会（原則として毎月 1 回開催）

平成 25 (2013) 年度は、同学部における FD の新たな試みとして、「授業力アップ」を目標に、全教員参加の FD 研修会「私の授業・指導のポイント」を実施し、教員間の授業実践を分かち合う会合を開いた。これは本学としては初めて月例会で行う FD 研修会で、毎月第 2 水曜日の定例教授会の後に開催された。

発表者は自分の授業実践例を紹介し、授業実践について何かひとつ提言を行うという共通の形式を定めた。研修会を通じて、他の教員の授業で参考になる点を自分の授業に取り入れ、授業方法を客観的に見つけ、学生の実態を把握し教員相互の交流を促進する点で成果があった。

年間で 8 名の教員が発表し、さらに総括の会とあわせて計 9 回の会合を持った。その後、各教員のレジュメをまとめ、FD 委員 3 名のコメントを付したリーフレットを作成して学内に配付した。【資料 2-8-3】

イ. 国際交流学部

(ア) 新任教員研修会（開設前に 2 回実施）

国際交流学部では平成 25 (2013) 年度開設にあたり、発足後の教学が円滑に行われるよう、教員研修会 (専任・兼任教員対象、平成 25 年 2 月 2 日 (土)) と、国際交流学部研修会 (専任・兼担・非常勤教員対象、平成 25 年 3 月 27 日 (水)) を開催した。

前者においては、「学部理念やポリシー」「カリキュラムの特徴」「英語教育」等、教育研究に関する説明のほか、教務・学生・就職・図書等関連事項について説明を行い、学部、全学で共有する事項について研修を行った。

後者においては、非常勤教員を対象に国際交流学部独自の教学指針について研修会を行った。

(イ) CSJ ミーティング (毎週 1 回実施) (CSJ = Cross-Cultural Studies in Japan) 月例の定例教授会 (毎月第 3 水曜日) とは別に、毎週 1 回 (水曜日 15:30 から 90 分~120 分程度) 専任教員全員が集まって教学上の諸問題を討議する会合「CSJ ミーティング」を開催している。

これは「教員の我流、わがまま教育」を排除し、教員間の緊密な連携をもとにして個々の授業を有機的に結び付け、一つのシステムとして教育が機能することを目指した本学部独自の「システム教育」を実現することを目的として実施されている。このリフレクション・ミーティングにおいて、教員各自が一週間の間に得た教学上の経験、知見、困難を披瀝し合って解決すべき諸問題について討議、助言を不断に行っている。その意味において、国際交流学部固有の FD システムである。ここでは FD にかかわる事柄を中心に、主として下記の 4 点について話し合われている。

- ㊦ 授業のリフレクション
- ㊧ 学生指導のリフレクション
- ㊨ 学事に関する討議・伝達
- ㊩ 学部運営に関する討議・伝達

なお、平成 26 年度以降、各学部において FD 研修会を開催すると共に、国際交流学部においてはピアレビュー・ワーキンググループを組織し、講義科目、演習科目について相互に授業参観を行うことを計画している。

また、全学的にシラバス書式の改善に取り組み、授業の目的に「達成目標」を追加し、評価の基準をより明確に示すようにしていくことを計画している。

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

観光学部では、平成 25 (2013) 年度から、「導入科目」区分の 5 科目を一般教養科目として開設した。初年次前期の段階で、観光学を修学するうえで基礎となる、地理的教養、日本語力、数理的教養、社会的教養等を、身につけることができるようにしている。また、「広域科目」区分の 34 科目においても、人文社会学、自然科学等の一般教養科目を修学することができるようになっている。グローバル化に対する適応力を養うために、語学と情報処理科目から構成されている「コミュニケーション科目」区分が設置されている。語学では、英語、ハンデル、中国語、フラ

ンス語、スペイン語、そして留学生用として日本語の科目が開設されている。英語では、能力別にクラス編成し、学生個々人の英語力の向上をはかっている。また、1年次から3年次までの学生に対して、TOEIC 受験の指導と支援を行っている。情報処理科目では、現代社会で必要とされる情報ソフトの運用能力の養成を行っている。

国際交流学部は、教養学部の性格を持っているが、現在、文部科学省の設置認可履行状況調査の期間であり、完成年度後に、観光学部と共に、本学の教養教育の在り方を検討する必要があると考えている。

(3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

教員の昇任は、現行では「昇任希望教員」が対象となっているが、そうした手続き方法が適切かどうか検討する必要がある。

教養教育にかかわる授業科目が適切にカリキュラムに編成されていると考えるが、教養教育の見直しと再構築を検討する委員会を設立する必要がある。

FD 委員会を常置委員会として設置することを検討する。

教員評価については、教員評価の方法のあり方などについて検討する。

また、観光学部では、平成 26（2014）年度に次期教育課程改定のための検討委員会を発足させている。この委員会では、国際交流学部の完成年度に、全学的な教養教育の在り方を視野に入れながら、観光学部の教養教育についても検討していきたいと考えている。

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

「基準項目 2-9 を満たしている。」

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

本学は、大阪府の南部地区（泉州）熊取町西端部に位置し、周辺は住宅地や農業灌漑用ため池に囲まれ、静かな環境に恵まれている。また、泉州沖 5 キロの海上に建設された関西国際空港（開港平成 6（1994）年）は本学から 10 キロの距離にあり、その近さは他学にないことで、また J R 関西空港線日根野駅（快速停車）徒歩 16～17 分の場所と通学に便利である。

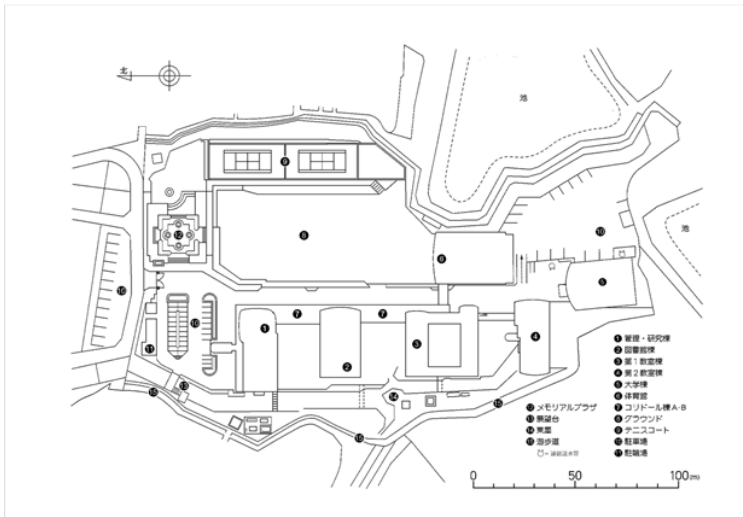
校地は大学全体で約 45,400 m²（本学より 1.2km の距離にある日根野グランドを含む）、校舎は約 16,500 m²の規模を有している。昭和 60 年（1985）年に本学の前身となる大阪明浄女子短期大学をこの地に開学し、改組転換を経て、平成 12（2000）

大阪観光大学

年に大阪明浄大学（平成 18（2006）年、大阪観光大学に名称変更）を開学するに当たり、同校地に約 5,250 m²の地下 1 階、地上 7 階建の新校舎（上述分にはこの面積を含んでいる）を建設し、現在は旧短大の校地・校舎を合わせ大学校地・校舎として利用を行っている。

これら面積等は大学設置基準を満たしている。

【図表 2-9-1】 校舎配置図



【図表 2-9-2】 日根野グランド略図



【図表 2-9-3】 本学と日根野グランドの位置関係



ア. 校地

校地には、校舎敷地はもちろんのこと、体育館、グランド、テニスコート（2面）、ゴルフ練習場、日根野グランド及びその他の用途区分となっている。

【図表 2-9-1】 校地の利用状況

項目	敷地面積 (㎡)	備考
校舎敷地	10,201	
体育館	704	
グラウンド	6,984	
テニスコート (2面)	1,654	
ゴルフ練習場	459	
日根野グラウンド	11,511	本学より 1.2 ^キ 程度の距離
その他	13,906	
計	45,419	設置基準上の面積 8,000 [㎡]

(注) 庶務課作成

(ア)校舎敷地

校舎敷地には、北側の建物から管理・研究棟、図書館棟、第1教室棟、体育館、これら4棟を結ぶコリドール棟、第2教室棟及び第3教室棟の7棟が建っている。
(何れも鉄骨・鉄筋コンクリート造)

(イ)運動場

本学の運動場は、校地東側に芝のフリースペースとしてあり、授業やクラブ活動やそれぞれの運動に幅広く利用されている。充実した学生生活を送るうえで重要な役割を果たしている。さらに本学から約1.2キロ離れた場所に、第2グラウンドとして日根野グラウンドを有し、硬式野球を中心として活用している。その他の運動用施設として、テニスコート2面、ゴルフ練習場があり、運動場と同じく授業やクラブ活動、一般の学生使用に供している。

4. 校舎

(ア)校舎

校舎は、校舎敷地項目に記載したとおり、正門北側から管理・研究棟、図書館棟、第1教室棟、体育館、これら4棟を結ぶコリドール棟、第2教室棟までが、旧短大校舎として利用していたもので、これを現在大学が利用している。それに加え、大学開学時に建設した第3教室棟を合わせた7棟が現在の大学校舎となっている。

管理研究棟(10階建)には、1階に管理部門の事務室、サーバー室、2階には、理事長室、学長室、会議室等、3階には明浄ホール(多目的ホール)、非常勤講師控室、4階にはセミナー室、5階から6階は国際交流学部の研究室、7階は学生相談室、8階には一部観光学部の研究室、9階に旅の博物館を設置、10階は予備研究室を配置している。

図書館棟(4階建)には、1階(事務室含む)、3階、4階が開架式閲覧室

で、2階は集密書庫となっており、この2Fに隣接して学友会室、クラブ室を配置している。

第1教室棟（3階建）は、1階に観光実習室、学友会室、保健室、2階に国際交流学部の5教室、国際交流サロン、3階に教室、作法室等を配置している。

第2教室棟（地下1階地上3階建）には、地下が喫煙室を含む学生ラウンジ、1階は、教室、パソコン教室、自習室、2階は教室、3階はパソコン教室、視聴覚教室等を配置している。体育館（2階建）には、1階がアリーナとクラブ室、倉庫、中2階に男女別シャワー室、2階にトレーニングコーナーとギャラリーホールが配置されている。

コリドール棟は、前述の4棟を結ぶ棟となっているが、そのスペースを利用し、学生1人ずつ専用のロッカーを配置し、全学生の利便を図っている。最後に第3教室棟（地下1階地上7階建）には、地下に食堂、1階には教学部門の事務室、2階と3階は教室、4階は教室、会議室、観光学研究所、5階から7階は観光学部の研究室（学部長室及び共同研究室を含む）を配置している。

(4) 図書館

教育研究の中核施設である図書館は、地上4階建の建物（クラブ室部分を除く）で閲覧、書庫等を含め1,750㎡の広さがある。蔵書は76,924冊（和書48,122冊、洋書28,802冊）雑誌は、和雑誌79種、洋雑誌23種、視聴覚資料5046点を有しており、全蔵書はデータベース化されOPACによる検索が可能である。書誌データは、国立情報学研究所NACSIS-CATと連携している。

データベースは、日経テレコンおよび朝日新聞記事データベース「聞く蔵Ⅱ」の2種を有し、学生がレポートや卒業論文の作成や就職活動での情報収集に利用している。

閲覧室は、652㎡173席、蔵書検索用のコンピュータを6台設置している。ラーニング commons のスペースは50㎡17席あり、プロジェクターや検索用コンピュータ3台、可動式の机・椅子・ホワイトボードを設置している。1階には、wi-fi（無線LAN）の対応環境が整っている。また、視聴覚資料を見るためのDVDプレーヤーは7台、他に閲覧用ビデオデッキ、レーザーディスクプレーヤーなどを設置している。基本的には図書の閲覧は開架方式をとっているが、蔵書スペースの関係から1万7千冊程度は閉架書庫に配し、学生や教職員の希望により担当者が取り出すこととなっている。

本学に所蔵していない資料については、他大学との現物貸借や文献複写サービスであるILLを利用している。平成25年度における他機関との現物貸借のうち、本学から学外へは2冊、学外から本学へは7冊、文献複写は学外へは63件、本学依頼は37件あった。他大学の学生・教職員に対しては、所属機関の図書館の紹介状があれば入館利用を認めている。

図書館の開館日数は、平成25(2013)年度は258日間（蔵書点検や大学閉門

日を除く)、開館時間は9:00~18:00を原則とした。

学生や教職員の利用は年間2万3千人、1日当たり約89人、学外にも開放しており、年間300人弱が利用している。平成25年度は地域交流・地域貢献を推進する一環として、本学図書館と本学所在地にある町立熊取図書館との間で図書の相互貸借を中心として連携協力を開始した。また、一般開放による地域住民の利用を無料にした。

図書館の平成25(2013)年度の利用は、在籍者数の減少も一因ではあるが増減が多く一定していない。

【図表 2-9-2】

年 度 項目	平成 21 年度 (2009 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)
利用 者数	20,477 人	26,585 人	20,745 人	23,118 人	22,902 人

図書館利用は、教育研究のバロメーターともいえ、利用者の向上を図るため、図書館では、

- ① 初年度教育の一環として「図書館に何があるか、どんな情報がとれるか、どう利用するか」を教える
「図書館ツアー」を1年生担当ゼミ教員と協力して、1年次全学生を対象に図書館が実施している。【資料 2-9-1】
- ② 情報収集の要としての図書館における「情報リテラシー教育」についても、上記①と同様に教員と協力して実施している。【資料 2-9-2】
- ③ 平成 26 年度は、図書館利用の活性化を図るため、図書館内にラーニングコモンズを開設し、上記の機器を備え、従来から図書や資料の閲覧だけでなく、グループ学習や討論会、ワークショップなどさまざまな学習形態の活用に対応する総合的な自主学習のための環境を整えた。

(ウ) 体育施設

体育館は、約 1,200 m²の1階をアリーナに、2階にトレーニングコーナーを主とした観覧席を設け、男女別のシャワールームを設置し、授業やクラブ活動に活用している。

(エ) 情報サービス設備

本学には、情報処理教育用施設として、コンピュータ室が2室(113教室:45台 311教室:45台)あり、自習室(114教室:4台)と併せて、計94台設置しており、情報処理演習の授業や学生の学習支援に幅広く活用されている。

さらに学内全体に LAN 回線が敷設されており、その運用が図られている。また、大学棟事務局就職資料コーナーに情報端末を 2 台、図書館内にある図書検索用に 3 台、また館内のラーニングコモンズ 3 台を設置しており、学生が気軽に利用できるようになっている。

また、国際交流学部の授業用コンピュータが第 1 教室棟 201、202、203 号室に各々 25 台国際交流サロンに 10 台設置し、授業やラーニングコモンズの機能を有した利用を行っている。

(オ) 附属施設等

明浄ホール（大講義室）は、386 m²の広さで、大学の行事（入学式、大学祭の会場等）に多目的に使用され、400 人収容の施設。中央に舞台、舞台そでにピアノがあり、講演や音楽演奏、吹奏楽部の練習場などにも活用されている。

自習室は、第 2 教室棟 1 階の 114 教室を自習室とし、一部自習用のパソコンを 4 台設置して、机、椅子を配置し、授業の予習・復習や試験のレポートや卒論などの作成に活用されている。

(カ) 学生相談室・保健室

学生相談室は管理研究棟 7 階の通常学生たちが出入りの少ない場所を選定し、専門のカウンセラー 1 人を配置し、学生課や保健室との連携を図って相談に対応している。

保健室は、第 1 教室棟 1 階にあり、准看護師を 1 人配置し、急な傷病や疾病の対応に当たっている。

(キ) 厚生施設

厚生施設としては、第 3 教室棟地下 1 階に 250 席の食堂、第 2 教室棟地下 1F に学生ラウンジ（一部喫煙室）が配置されている。

また学生のクラブ室が体育館の下に 4 室、図書館棟 2 階に 7 室が、コリドール棟に学生 1 人ずつに貸し出している個人ロッカーを設置し、学生の用に供している。校地内は緑化が進められており、校内は木々が多く四季それぞれの色模様を表している。校地内を周遊できる遊歩道も整備している。

学生の自治活動も活発で、第 1 教室棟 1 階の 1 室を学友会室として使用し、学生たちが新入生歓迎会や大学祭の実施に向けた企画立案や会合に利用している。

(ク) 研究室

研究室は、第 3 教室棟（5 階以上）と管理研究棟（5 階以上）にあり、1 部屋は約 26 m²以上あり個人研究やゼミ、オフィスアワー等に別活用されている。また、共同研究室として、第 3 教室棟 6 階に 2 室（61 m²× 2）を設けており、また、管理研究棟 3 階には非常勤講師控室（24 m²）を設けている。

各棟の概要は次のとおり。

【図表 2-9-3】 建物一覧表

建物区分	建物延面積(m ²)	階数	主 要 施 設
管理・研究棟	2,441	10F	1F 事務室(管理部門)、サーバー室、 2F 理事長室、学長室、理事室、応接室、 会議室(2) 法人事務室、保管庫 3F 明浄ホール(大講義室)、ロビー、 非常勤講師控室 4F セミナー室(2)、教材作成室、 ホール音響調整室 5F~6F 国際交流学部研究室(10) 7F 学生相談室(1) 8F 観光学部研究室 9F 旅の博物館(2) 及び博物館実習室 (3) 10F 予備研究室
図書館棟	1,884	4F	1F 閲覧室、AVコーナー(2)、スタッフルーム、 館長室、ラーニングコモンズ 2F 集密書庫、学友会分室、クラブルーム(7) 3F 閲覧室、AVコーナー 4F 閲覧室
第一教室棟	2,377	4F	1F 学友会室、教室(3)、教材作成室、 保健室、 観光実習室、学友会室 2F 教室(5) 3F 教室(2)、教室(2)、作法室
第二教室棟	1,892	B1~3F	BF 学生ラウンジ(喫煙室含) 1F 演習室(2)、パソコン教室、 自習室(パソコンも設置) 2F 教室(3) 3F パソコン教室、視聴覚教室、準備室
コリドール棟	484	2F	1F 学生用ロッカースペース 2F 学生用ロッカースペース
体育館	1,229	2F	1F アリーナ、体育用具倉庫、クラブルーム 中2F シャワールーム(男女別)

			2F トレーニングコーナー、 ギャラリーホール
第3教室棟	5,254	7F	BF 食堂、厨房 1F 事務室（教学部門） 2F 教室（3） 3F 教室（5）、演習室（2） 4F 演習室（3）、会議室（3）、教材作成室、 観光学研究所 5F～7F 研究室（29） 5F 学部長室 6F 共同研究室（2）
計	16,493		設置基準上の面積（4,958 m ² ）

本学には、教育研究目的を達成するための必要なキャンパスは前述のとおり整備されている。

大学施設設備の維持管理等については、清掃、警備等を含めほとんどを外部の専門業者に委託し、適切に管理、運営を行っている。また建物、電気設備、空調設備、給排水設備、消防設備などについては、法令に基づいた検査・点検はもちろんのこと、その他定期的な検査・点検を実施し、不良箇所については随時補修整備を行って、適切に維持・管理している。

情報処理関係設備については、維持・管理についても専門業者に委託し適正に維持管理されている。各教室にはAV機器等を設置しており、また、ゼミ室など通常教室でもパソコンを接続して授業を行えるような設備が組み立てられ、各教室にもパソコンが接続でき、その他の機器もあるが、トラブル、メンテナンスについてはパソコン管理会社や電気業者等に委託している。パソコンサーバー、教育用LANの設備、ハード部分のネットワーク等については、専門の管理会社が適切な保守・点検作業を行っている。また、学生が大学の情報を修得するために使用する学内ネットワークのソフト部分の維持・管理についても管理会社において適切に運用・管理されている。

(ケ) 耐震性

本学の校舎は大きく分けて2つの建設時期となっている。

第1期は昭和60（1985）年、第2期は平成12（2000）年である。その建物はすべて鉄骨・鉄筋コンクリート製の構造で、しかもその建物のすべては昭和56（1981）年の建築基準法施行令大改正後の新耐震基準設計基準後のもので、耐震性には問題はない。

(コ) 消防関係

消防施設においても、建築基準法の定められた設備を有しており、年2回の消防点検（3年に1度の消防署への届出・立入検査）も実施している。

(㊦) エレベーター

エレベーターは、管理・研究棟（10階建て）に1基、図書館棟に1基、第3教室棟に2基設置されている。管理・研究棟のものは、建設時の昭和60（1985）年のもので、2週間に1度の点検、図書館棟及び第3教室棟のものは、平成12（2000）年に設置されたもので、2ヶ月に1回の点検と監視装置による安全確保がなされている。

(㊧) 警備

本学の警備は、午前8：00～午後9：00までが守衛室や巡回警備を行う有人警備で、外来者のチェック、スクールバス出入構時の誘導、自動車出入構チェック、駐車場管理、駐輪場管理、建物内外の目視点検、建物及び教室の施錠等を行っている。

午後9：00から翌日午前8：00までは警備会社による機械警備をすべての建物について行っている。また、本学で唯一の出入口である校舎北側の正門に向けて防犯用の監視カメラを設置し、24時間稼働している。

(㊨) バリアフリー

本学のバリアフリーについては、平成12（2000）年に建設された第3教室棟はバリアフリー対策がすべて整備されている。一方それ以外の建物は、建設が昭和60（1985）年ということもあり「バリアフリー」という概念もなかったため、その後の関係法令の制定などにより、これらの校舎についてバリアフリー対策の実施を進め改良はほぼ完了している。（管理棟1F玄関、第1教室棟1F入口、同保健室入口、メモリアルプラザ付近にスロープ設置）なお、開学時より現在まで本学には重度の障害を持った学生は入学していない。

(㊩) 水道

本学の水道は、熊取町からの水道管から本学の受水槽、高架水槽を通した配水方式となっており、受水槽や高架水槽の清掃や水質検査を毎年1回実施し、飲料水の品質を保っている。

(㊪) その他（アメニティ等）

本学では、学生が伸び伸びとした環境で学修を進められるよう、また教員が円滑に学生への教育や自己の研究を深めてもらえるための環境づくりに努めており、施設・設備の維持、管理を徹底している。そのための方策として、各棟の教室・廊下・階段・ロビー・食堂・ラウンジ・トイレ（ハンドソープ設置）など各所の清掃を毎日励行している。加えて、通年で人の出入りが多い管理棟及び第3教室棟の入口に消毒を常置している。アメニティ関係の施設の状況として、体育館、グラウンド、テニスコート、ラウンジ、食堂、学生用個別ロッカーなどの設備を整備し、学生がより使いやすいよう配慮し、学生サービスとして通学用スクールバスの運行、留学生ルームの提供等を行い、快適な学生生活を送ってもらうよう努めており、学生からも評価を得ている。

【図表 2-9-4】 本学の主なアメニティ一覧

大阪観光大学

項 目	説 明
学内緑化	学内緑化の建設的な整備を実施。また、学内周辺の遊歩道を整備する。
食堂（250席）	栄養バランスのとれた食事の提供（減塩、カロリー表等）
ラウンジ・テラス	室内のラウンジにはテレビ完備、室外にはテラスを設け憩いの場としている。 一面に喫煙室設置。前庭に日除けテント設置。
喫煙室	健康保健法の制定を受け、分煙化を進め、喫煙室を設置した。
冷水機	グラウンド横やラウンジに設置している。
学生用個人ロッカー	入学時に学生全員に個人ロッカー貸し出し。
スクールバス運行	主要駅からの学生の通学の利便性を図るため、授業時間に合わせたスクールバスの運行。
国際交流サロン	留学生同士や留学生と日本の学生との交流を図る部屋の提供。
作法室	茶室を中心とした日本的作法を修得できる部屋の提供。ゼミ等でも利用。
学生用掲示板	学生に対する大学告知、教員からの連絡事項、事務局各課からの事務連絡などを行うため設置
BGM	心を和らげる BGM を廊下、ラウンジ等の教室以外で流している。
清掃等	各棟の教室、階段、廊下、ロビー、食堂、トイレの清掃を毎日実施し清潔さを確保。各トイレにはハンドソープを常備。アルコール消毒薬を設置。
憩いの場の提供	学内、各所に屋外テーブル・イス等を設置し、学生同士の交流を図る憩いの場の提供を行っている。
体育施設	体育館、テニスコート、ゴルフ練習場を設け、授業やクラブ、個人でも使えるようにしている。トレーニング設備も完備しており、自由に使用が可能である。また、体育館には男女別のシャワーを設置している。

（注）庶務課作成

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

現在両学部とも入学定員を満たせず、観光学部（入学定員 130 人）及び国際交流学部（入学定員 60 人）の何れの授業の受講者も多いものではなく少人数で行っている。

（3）2-9 の改善・向上方策（将来計画）

必要な施設は十分に整備され維持管理も適切に行っているが、今後、学生等のニーズに応える施設整備を進めていく。

図書館利用については、前述のとおり、図書館利用の活性化等を実行しその利用者数を増加させ教育研究の向上に努める。

今後も、教育環境を良好に維持するため、大学と各種管理会社との連携を密にして安全かつ快適な環境を継続させる。

施設の安全性については、今後も励行に努め、学生、教職員の不安のないように対応していく。

今後も、学生のニーズを把握し、学生のアメニティ環境の充実を図っていく。

また、学生が出来るだけ快適に過ごせるような努力をし、魅力あるキャンパス作りを推進する。

[基準 2 の自己評価]

本学における施設設備の安全性には、細心の注意を払って取り組んでおり、適切なものである。また各種法令に定められた基準についても、これを遵守している。また、建物は昭和 60 (1985) 年と平成 12 (2000) 年に建設されており、1981 年施行の建築基準法施行令による新耐震基準を充たしているため、安全性に問題はない。

このように本学には、教育研究目的を達成するために必要なキャンパスは整備されており、また、大学内の施設設備の維持管理は適切に行われている。関係法令に基づく検査・点検・保守も励行されている。教員や学生からの要望や相談についても速やかに対応している。

学生が出来るだけ快適に授業を受講し、クラブ活動や余暇を精一杯満喫できる環境作りに努めており、学生もこれらをよく活用している。

図書館利用については、その利用者が一定せず、その対応を現在実施している。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

建学の精神として【資料 3-1-1】

「明(あか)く、浄(きよ)く、直(なお)く」の精神に則り、豊かな心と深い教養を備え、知性に輝く有為の人材の育成が掲げられ、また寄附行為として【資料 3-1-2】

(目的)

この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、社会有為な人材を育成することを目的とする。

上記の通り、当法人は、教育基本法、学校教育法に従うことを寄附行為で謳い、建学の精神を含めて社会有為の人材を育成することとしている。

社会有為の人材とは、当然に社会成員として法令を遵守し、自己の個性・能力を発揮して社会の発展に貢献する人材である。その教育を行うという使命を担う限りにおいて、当法人が、教育基本法、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の法令を遵守することは当然のことである。

教職員に対しても就業規則の前文により、その旨を謳っている。【資料 3-1-3】

学校法人明浄学院は、教育基本法、学校教育法ならびに私立学校法に基づき、学生生徒がそれぞれの発達段階に応じて学習に努め、豊かな個性と十分な能力をもった良き社会人、良き国民となることを目的として、教育事業を行うものである。

法人理事会は、職員の自主性を尊重し、職員は、各自の本分を自覚し、教育の尊き事業遂行に専心努力することを前提として、この規則を定める。従って理事会および職員は各々その職分と責務とを重んじ、誠意をもってこの規則を守るとともに相助けて、その目的の達成に努め、もって本学院の発展に寄与しなければならない。

法人理事会は、職員の自主性を尊重し、職員は、各自の本分を自覚し、教育の尊き事業遂行に専心努力することを前提として、この規則を定める。従って両者は各々その職分と責務とを重んじ、誠意をもってこの規則を守るとともにお互いに助け合い、その目的の達成に努め、もって本学院の発展に寄与しなければならない。

また、中期計画にも、法人の目標として「学生・生徒（保護者）の支持を受け、

質の高い教育の場を継続して提供する」とし、学生・生徒（保護者）の支持に裏打ちされた学院の継続性を表明しているところである。

不正行為等の早期発見と是正を図り、学院のコンプライアンス強化に資することを目的とした「学校法人明浄学院公益通報に関する規程」を定め、法令遵守を担保している。【資料 3-1-4】

人権問題に関しては、「学校法人明浄学院におけるハラスメントの防止等に関する規程」「学校法人明浄学院個人情報の保護に関する規程」等により、人権侵害の発生の防止に努めるとともに、学内での人権研修によりその啓発に努めている。

教育情報、財務情報の公開については、「学校法人明浄学院情報公開に関する規程」を定め、次の通り規定しホームページを通して公開に努めている。【資料 3-1-5、3-1-6、3-1-7、】

（学院の責務）

第3条 学院は、情報の公開に当たっては、学院の開かれた公正な運営に資するようこの規程を解釈し、運用するとともに、機密事項や個人に関する情報がみだりに開示されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 公開する情報は、原則として、次に掲げる法令（条例を含む。以下同じ。）等により公開を義務付けられている情報とする。

(1) 私立学校法第 47 条に定める情報

(2) 学校教育法第 113 条に定める情報

(3) 学校教育法施行規則 172 条の 2 に定める情報

(4) その他の法令により義務づけられた情報

3 情報の公開は、原則として、法人及び各学校ホームページによるものとする。

本学の経営は、学校法人明浄学院寄附行為に基づき経営され、公正な学校会計に基づく各種規程等により学内外に対して公表できるものである。

また、理事会及び各学校の業務や会計には監事による監査、また会計は公認会計士による監査により適正に行われていることが明白となっている。

コンプライアンスの遵守も理事や各教職員への徹底を図り、法令遵守も明記されている。対外報告として、財務情報の公開や教育情報も適正にホームページに掲載している。【資料 3-1-8】

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

学校法人の目的は本学寄附行為に定めている「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、社会有為な人材を育成することを目的とする。」としてその使命・目的への実現のため継続的に努力している。

その一連として、理事会や監事や一部は評議委員会が設置されている。

この組織の下、理事長、学長、校長、管理職を設け、経営の適切な運営が継続的に実施される体制を整備している。

加えて、理事長の選任要件、理事の要件、選任、監事の要件・選任、さらには評

議員の要件・選任も加えて各々の組織体で決議し、決定されている。

大学においては、学長の選任、管理職の理事会での選任、伝達等も行われている。このように、理事会の経営への継続的努力は図られている。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に 関 連する法令の遵守

本項目については、先に述べたとおり本学院及び本学は、学校教育法及び学校等各種法令を遵守し、また大学設置基準に照らしても、その基準を充たしている。

各種法令等のコンプライアンスは、就業規程上にも明記し、適正な学校運営が図られるよう努めている。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

本学では、環境保全に配慮し、快適な学習、研究を行う環境設備をめざしており、学内美化、ゴミ分別、ゴミのリサイクルエネルギー節約を実施している。

ア. 学内美化

本学では、学内美化の具体策として清掃業者に委託し、本学の清掃を一括して発注し、その環境保持をしている。また、学生、教職員等のゴミの廃棄を行っており、リサイクルも実行、特に紙類・空き缶類については専門リサイクル業者に処理を依頼している。また、学習環境を整えるため、時季に応じて緑化事業や剪定事業を業者に委託し、各ニーズに応じた対応を行い、学内の緑化保全・美化に努めている。

イ. 温室ガス削減

温室ガス削減の一環として、政府基準に基づいて、夏季の冷房は、28℃、冬季の暖房は20℃に設定するなど温度調整の徹底化を図り、CO₂削減に努めている。

また、教職員・学生を含めて環境省のモデルを参考に、クールビズ、ウォームビズを行っている。

ウ. 節水・節電

節水については、特にトイレの水が一番大量に使用されることから、水道栓の適切なしぼり、節電については、不必要な照明の消灯、冷暖房の適切な温度設定やこまめな入切の励行を、また一部蛍光灯の間引き点も実施している。

エ. 人権への配慮

人権への配慮については、各種規程の定めにより、各種のハラスメントの防止、個人情報保護等を念頭に整備を図り、各種の講演、研修を実施している。

オ. 安全への配慮

消防法の定めによる年2回の法令定期点検実施し、その安全向上を図っていると同時に避難訓練も実施している。

また学内には正門横の警備員室にAEDを備え、学内の対応に加え、大阪府へ協力として、公道付近での緊急対応を図っている。本学は出入りが1ヶ所しかないこともあり、日中（午前8時～21時）は、有人警備を実施し、学外者のチェック等を行い、正門前を映す監視カメラの設置をしている。

また、海外研修や国内研修等の時にも安全が確保されるよう、危機管理マニュアルを作成し、教職員への同意を図り安全確保を行っている。【資料 3-1-9】

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

教育情報の公開は、学校教育法施行規則第 172 条の 2 の規程により本学のホームページに掲載、公開している。平成 26 年度にはポートレート事業にも参加し、教育情報を公開している。【資料 3-1-10】

財務情報の公開は、私立学校法第 47 条の規程により、教育情報と同等にホームページに掲載公開をしている。また、法人本部や大阪観光大学事務局に備え付け、関係者の閲覧要求に対応している。

平成 25(2013)年度には、国際交流学部設置による認可情報、同履行状況報告書をホームページで公開している。【資料 3-1-11】

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人という公共性の高い法人はその経営の規律を遵守しているが、最近の学生数減による経営基盤の脆弱性が現れ今後の大きな課題となっている。

今後の学生数の増加を図りつつ、上記に述べたとおりの方策をより一層励行するよう努める。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学院の理事会は、前述のとおり、学校法人明浄学院寄附行為により最高意思決定機関としている。

本理事会の開催状況は、原則、1月、8月を除く毎月の開催で平成 25(2013)年度は 11 回、平成 26(2014)年度は 12 回となっており、意思疎通を図った決定を確認できる場所を設け、意思決定機関としての機能を有している。【図表 3-2-1】

その理事会の理事の選任については、寄附行為第 6 条、各種要件に基づいて理事の選任が行われ、適切に業務を伝えるように配している。

第六条 理事は、左の各号に掲げた者とする。

- 一 大阪観光大学長
- 二 明浄学院高等学校長
- 三 現任の理事長の指名する者 二人

- 四 この法人の評議員のうちから評議員会において選任した者 二～三人
 五 学識経験者のうちから前各号に指示する理事の過半数をもって選任された者 三～五人

【図表 3-2-1】 理事会開催状況

平成 25 年度

①-1 理事会の開催状況										
区分	開催日現在の状況		開催年月日	出席者数等			監事の出席状況			
	定員	役員		出席者数(b)	実出席率(b/a)	意思表示				
理事会	人	人	平成25年3月23日	11	0.92	1	2 / 2	(1)平成25年度事業計画 (3)平成25年度資産運用計画 (5)理事の選任 (2)平成25年度予算 (4)大学学則の改正 (6)理事長職務代行の選任		
	12	12	平成25年4月20日	12	1.00	0	2 / 2	(1)大学副学長の選任 (2)大学名誉教授称号の授与		
	12	12	平成25年5月25日	11	0.92	1	1 / 2	(1)平成24年度決算、監事の監査報告及び事業実績報告 (3)学校法人明浄学院奨学金規程別表の改正 (2)平成26年度大学・高等学校の学生・生徒募集人数 (4)参与の委嘱		
	12	12	平成25年6月15日	12	1.00	0	2 / 2	(1)理事長の選任及び理事長評議員の選任 (3)職員評議員の選任 (5)理事長職務代理の選任 (2)理事長指名理事の選任 (4)卒業生評議員の選任 (6)理事長職務代行の解職		
	12	12	平成25年7月20日	11	0.92	0	2 / 2	(1)特定預金の取り崩し (3)学識経験者評議員の選任 (5)高等学校教諭の新規採用 (2)高等学校賞金規程の改正 (4)大学契約教員の新規採用 (6)高等学校常勤講師の補充採用		
	12	12	平成25年9月21日	10	0.83	1	2 / 2	(1)高等学校賞金規程の改正		
	12	12	平成25年10月19日	10	0.83	2	2 / 2	(1)高等学校事務長の採用 (2)高等学校契約事務職員の募集		
	12	12	平成25年11月16日	12	1.00	0	2 / 2	(1)引当金の一部取り崩し (3)大学契約教員の契約更新 (2)国際交流学部設置に伴う教員人事 (4)大学契約事務職員の契約更新		
	12	12	平成25年11月25日	11	0.92	0	2 / 2	継続協議事項		
	12	12	平成25年12月21日	12	1.00	0	2 / 2	(1)高等学校の共学化と校地の移転による校舎の新築 (3)大学・高等学校契約事務職員の採用 (2)大学契約教員の採用 (4)寄付金取扱規程の制定		
	11	11	平成26年2月15日	9	0.81	2	2 / 2	(1)特定預金の取り崩し (3)大学観光学部長の選任 (5)学校法人の当面の経営継続策について (2)平成25年度補正予算 (4)高等学校教頭選任 (6)大学契約教員の採用		
	11	11	平成26年3月22日	11	1.00	0	2 / 2	(1)平成26年度事業計画 (3)平成26年度資産運用計画 (5)評議員の選任 (2)平成26年度予算 (4)就業規則補則の一部改訂 (6)高等学校教諭・事務職員の採用		
	11	11	平成26年4月19日	11	1.00	0	2 / 2	高等学校常勤講師の新規採用		
	11	11	平成26年5月24日	11	1.00	0	2 / 2	(1)平成25年度決算、監事の監査報告及び事業実績報告 (4)学校法人明浄学院奨学金規程別表の改正 (2)理事の選任 (3)平成27年度大学・高校の学生・生徒募集人数 (5)大学教員の募集		
					平成25年度理事会実出席率			0.94		

(注) 1.理事会議事録より作成

2.平成25年3月23日、平成26年5月4日分は、平成25年度の予算案に関するため記載した。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の理事会はほぼ毎月の開催で各学校への対応も十分に図れるようにしており、今後も安定的な経営や各学校の適切な運営を図るべく、また理事会が今後も的に活動する必要がある。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

大学の意思決定は、まず、各種委員会からの審議、各部教授会での審議を経て、大学協議会を最終的に経て、学長が決定することとなっている。（ただし、学部の教授会は、学部長が議長となり、教授、准教授、講師を構成員として、教授会規程に基づき、各種委員会での報告を受け、各種の審議を行い、協議会事項や学長事項を含め審議結果を報告し、その決定を待つという体制である。）

なお、観光学部教授会や国際交流学部教授会開催にあたり、その議題や報告等を事前に整理し、教授会に臨むこととしている。

上記のような構図は次表のとおりとなり、その効果的運営が確立されている。

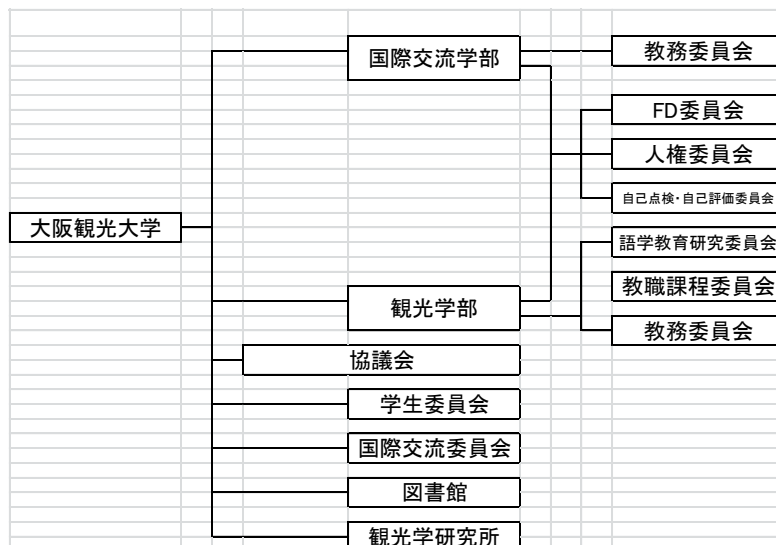
このように各種委員会、教授会、協議会、学長の権限と責任は明確化され、その機能も十分果たしている。【資料 3-3-1、3-3-2】

本学の業務執行体制は、教育部門として観光学部及び国際交流学部の 2 学部が、教務委員会、学生委員会、入試委員会、図書委員会、国際交流委員会と 6 つの常設委員会に全教員が属し、その委員会業務を行っている。

委員会には上記の他、FD委員会、人権委員会、自己点検・自己評価委員会、教職課程委員会、語学教育研究委員会が設置されている。【資料 3-3-3、3-3-4、3-3-5、3-3-6、3-3-7、3-3-8、3-3-9、3-3-10】

また、観光学研究所を設け、観光学の推進、発展等を行うための機関としている。【資料 3-3-11】

【図表 3-3-1】大阪観光大学学部組織図



(注) 平成 26 年 5 月 1 日現在

本学は、各学部に関する事項の審議機関である各学部「教授会」や全学的事項についての審議機関である「大学協議会」を設けて、運営にあたっている。各学部教授会規程や大学協議会規程により、それぞれの審議事項や権限と責任を定めている。

各学部の「教授会」は、専任の教授、准教授及び講師を構成員とし、各学部長が招集し、自ら議長となって各学部の「教授会規程」定められた事項を審議するほか、各種委員会での協議事項等について報告を受け、必要に応じて審議する。また、円滑な教授会の運営のために、教授会の議案等の確認・事前協議及び情報交換の場として教授会開催の1週間前に、連絡会を開催している。

「協議会」は、教学に関する大学の重要事項を審議し、また、各学部に通ずる事項又は各学部間で調整が必要な事項について審議する機関として位置づけられ、学長、副学長、各学部長及び事務局長を構成員とし、学長が招集し、自ら議長となって、「協議会規程」に定める大学の教学についての基本的事項、各学部教授会で審議された全学的な事項等について最終審議を行うほか、各学部教授会での審議等が報告される。また、教学に関する学長や協議会構成員からの提案も審議され、決定事項については必要に応じて、各学部教授会で報告し、または審議される。

本学の意味決定組織図【図表 3-3-1】は、平成 25 (2013) 年 4 月の国際交流学部設置に伴い組織改定を行ったものである。この組織図は、平成 27 (2015) 年 4 月の学校教育法の改正の施行に伴って、今後見直す必要があるが、現在の大学の意思決定組織の権限と責任は規程により明確化されており、機能性については大きな問題はないと判断する。

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

大学の意思決定における学長のリーダーシップは、大学協議会を主催していることから明白であり、大学の実態を把握できる自己点検・評価委員会の委員長であることから、大学の強いところ、弱いところを把握し、大学改革を進める要でもあり、そのリーダーシップを発揮できるような組織になっている。

また、学長の支援体制としては、副学長 1 名を配置し、協議会メンバーである両学部長（1 名兼務）及び事務局長の 3 人がその任にあたり、学長の大学運営に参画させ大学の隅々までをも掌握し、学長のリーダーシップを発揮している。

そして学長への支援体制として、教学については副学長が、管理運営については事務局長が担当している。学長は、大学の管理運営に関する日常業務について、逐一、事務局長から報告を受けて協議するほか、日常的な事務処理の決済においても、多くの処理が学長決裁となっており、大学全体を把握する責任体制がとられ、適切なリーダーシップが発揮されていると考えている。

また、各種委員会の委員長は、学長が学部長と協議の上任命しており、「自己点検・自己評価委員会」と「人権委員会」の委員長は学長が努めており、学長のリーダーシップが発揮できるような人選を行っている。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学の意思決定については、今後も明確な学長のリーダーシップによる運営を益々遂行することとなる。

また、平成 26(2014)年度中には、学校教育法の改正に伴う学内諸規程の改正を行い、学長の権限をより一層明確にし、そのリーダーシップを発揮する体制を確立する。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

法人の管理運営は、理事長を頂点とし、理事の中から分担を定め、法務担当、財務担当、広報担当の業務を分担し、その業務遂行の円滑化を図っている。

また、理事会の事務的支援機関として、法人本部がその任にあたり、理事長や各理事、理事会や評議員会の支援を行い、学校法人の運営支援を行っている。

一方、大学の管理運営は、まず、理事会（12 人）に学長、副学長、元学部長、事務局長の 4 人が選任され、法人と大学との連携、コミュニケーションが円滑にいくよう図られ、大学でのコミュニケーションは、大学協議会（学長、副学長（国際交流学部長）、観光学部長、事務局長）の役員による大学の重要な案件を決定するシステムを構築している。そして、この協議会で決定したことを各学部長は、学部に、事務局長は各課に持ち帰り、業務が円滑に流れるようにしている。

また、理事長と学長との協議は、理事長、法人本部長及び事務局長との打ち合わせが毎週月曜日に実施され、法人、大学間のコミュニケーションが図れるようにしている。

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

本法人のガバナンスは、ほぼ毎月開催される理事会において発揮されるものと考えている。理事長が議長となった理事会では、学院全体、各学校の重要な業務、各学校の行事等を報告し、理事会本来の業務を行うことで、そのガバナンスが遂行されている。

また、理事会の他に評議員会が、予算（補正を含む）、決算、学長の選任等寄附行為の定められた要件につき、随時開催し、審議決議を行っている。

なお、本学院の評議員は下記により寄附行為第1条により理事長において、あらかじめ「議決」を要することとなっており、通常の理事会の諮問機関よりその権限を強化している。

- ア. 予算、借入金、
- イ. 寄附行為の変更
- ウ. 合併
- エ. 私立学校法第50条第一項第1号及び第3号に掲げる事由による解散
- オ. 学校長の選任、学則の変更

また、下記案件については、理事会、評議員会において「意見を聞く」こととなっている。

- ア. 事業計画
- イ. この法人の案に関する重要事項で理事会が必要と認めたもの

本学院には監事2名が配置され、毎回の理事会及び評議員会への出席、助言、当該理事会が行われる当日の午前中に各学校の業務公開の監査を行い、その機能を発揮している。

上記記載するように、本学院のガバナンスや機能チェックは十分図られている。また、最近の監事機能の有効性も図れるよう各部門が協力体制を進めている。

【図表 3-4-1】 理事会の開催状況及び役職の出席状況

(平成25年度開催分)

区分	開催日現在の状況		開催年月日	出席者数等			監事出席状況
	定員	現員		出席者	実出席率	意思表示	
理事会	9人 ～ 12人	12	平成 25. 3. 23	11	0.92	1	2/2
		12	平成 25. 4. 20	12	1.00	0	2/2
		12	平成 25. 5. 25	11	0.92	1	2/2
		12	平成 25. 6. 15	12	1.00	0	2/2
		12	平成 25. 7. 20	11	0.92	0	2/2
		12	平成 25. 9. 21	10	0.83	1	2/2
		12	平成 25. 10. 19	10	0.83	2	2/2
		12	平成 25. 11. 16	12	1.00	0	2/2
		12	平成 25. 11. 25	11	0.92	0	2/2
		12	平成 25. 12. 21	12	1.00	0	2/2
		11	平成 26. 2. 5	9	0.82	2	2/2
		11	平成 26. 3. 22	11	1.00	0	2/2
		11	平成 26. 4. 19	11	1.00	0	2/2
		11	平成 26. 5. 24	11	1.00	0	2/2
平成25年度理事会実出席率				0.94			

- (注) 1. 理事会議事録より作成
 2. 平成25年3月23日平成26年5月24日分は平成25年度の予決算に関するため記載した。

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

理事長は、大学内の一室にその部屋を設け随時学長との打ち合わせを行い、学院としての立場や方向を伝達し、学長は大学の実情や要望を理事長に上申し、相互の理解を深めている。

当然この打ち合わせだけでなく、理事会、評議員会等の会議でも同様な運営を進めている。

また、大学内での重要事項、資金を伴う決裁については、大学内のみならず理事長までの流れを経て完了することとなり、事案のボトムアップの一推進ともなっている。

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

事業の実施や会計処理については、現在は、金銭の発生するものは上記の流れにより、決定しているが、少額のものについては、各部門の議決事項を定め権限の委任を段階で定めることを考慮する必要がある。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

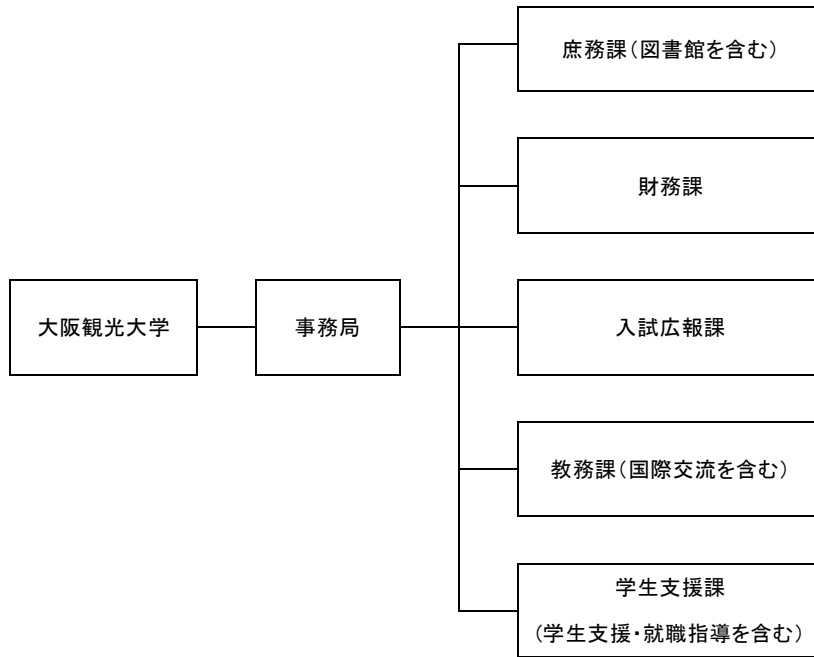
3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

本学の事務組織は、現在大学の使命として有している教育研究、さらには、地域社会との連携を含む地域貢献にまで拡大したものを、教学組織と共同で実現することを目的としている。

そのような組織として、現在、明浄学院組織規程により事務局長の下に管理部門として庶務課（図書館を含む）、財務課、入試広報課が管理研究棟 1 階に、教学部門として教務課（国際交流を含む）及び学生支援課（学生支援、就職指導を含む）が第 3 教室棟 1 階に配置されており、各々課長や担当課長を配置し、その業務を行っている。また、3-3-①の教員組織である各種委員会のメンバーには必ず課長が委員として会議等に参加し、教管連携を図っている。

また、これらの課は明浄学院事務分掌規程により、業務内容が定められている。

【図表 3-5-1】 事務組織図



(注) 平成 26 年 5 月 1 日現在

事務職員の数 は平成 26 (2014) 年 5 月 1 日現在 28 人 (うち専任職員 22 人、嘱託職員 1 人、パート職員 1 人、派遣職員 4 人) となっている。その配置は下表のとおり。

【図表 3-5-2】 大学事務局構成人数

〔事務局長〕 1 人



〔事務局次長〕 1 人



(平成 26 年 4 月 1 日現在)

管理部門			教学部門		
部署名	職 制 2	人数	部署名	職 制 2	人数
庶務課 (図書館含む)	課長、主幹、主任	3 人	教務課 (国際交流含む)	課長 (担当含む) (3 人) 係員 (2 人)	5 人
財務課	課長、係員	3 人	学生支援課 (就職指導含む)	課長 (課長 含む) (2 人) 主任 (1 人)、係員 (2 人) パート (1 人)	6 人
入試広報課	課長、主幹、係員 (3 人)	5 人			
計		11 人	計		11 人
計		22 人			

小規模な学校でもあり、効率的な組織運営を図るため必要最小限の専任人員配置を行っているが、教員組織との連携を図れるようには工夫したものとなっている。また、本学では必要に応じて、派遣会社に応援を求め、効率化を図っている。

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

業務執行は、組織規程や事務分掌規程に定めるとおり、各部門の所属長（大学は学長、高校は校長、法人は本部長）が管理責任者としてその業務を行い、各部門に設けていた課制度を中心に業務を行っている。

大学の事務局は、事務局長の下、管理部門として、管理研究棟 1F に庶務課、財務課、入試広報課が配置され、教学部門として、学生の授業や生活に関して第 3 教室棟の 1F に、教務課、学生支援課を配置し、図書館棟には図書担当を配置し、サービス部門としての業務を行っている。

このように、管理部門と教学部門に区分けすることにより、教員や特に学生が窓口選択するに当たり、便利な配置を行いサービスに努めている。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

職場内での研修は、年 1 回程度教職員を含めた大学全体の研修を行っている。事務職員だけに対する研修会という名をうたった研修は実施していないが、事務局長主催の隔週月曜日に開催する定例会議に各課課長等が出席し、各課の予定、問題点、解決方法等を報告・協議することにより（オン・ザ・ジョブトレーニング方式）、事務職員として必要な課題発見、問題解決のスキルアップを図っている。全学的に行われる人材研修やハラスメント研修には、教員とともに職員も参加させ SD としている。

SD の義務化はここ最近叫ばれており、学外での大学改革の研修者に当該定例会議において、その研修を事務局長が行っている。

また、日本私立大学協会主催や大学の所属団体等での研修会・セミナーに出張させ報告書を提出させることで、学外情報の取得による各人の専門的スキルアップを図っている。また、研修報告書をもとにした SD メールを法人本部が作成し、各事務職員にメールでこれを配信し、研修内容の共有化を進めることを試行している。

今後は、学内外の情報の積極的な取得に努め、大学の課題や学生・社会ニーズの把握が可能な資質を養い、大学改革提案を積極的に行う人材育成に努め、また、そのために必要な SD について実施していく。

限られた予算・条件の中で、人材の有効活用を最大限に利用した研修を行っている職員研修方法は、本学には有益な手段と考えている。この大学で自分の力を活かせるものは何かを求め、それを現場で実践していけるような環境を、経験年数の豊富な職員を中心に確立しつつある。これを将来計画に繋げていく。

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

研修参加者に留まらず、研修内容の他部門への公開や検討さらには、今後の大学事務職員として、担当以外にもある程度対応できる人材育成を行う。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

「基準項目 3-6-①は満たしているが、3-6-②は満たしていない。」

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

平成 22(2010)年度に、学校法人運営調査委員会による指導・助言により、平成 23(2011)年度から 5 か年間の中期経営改善計画を策定した。

計画には 5 年間の財務計画も策定しており、その計画に基づき財務運営を行っている。

また、文部科学省や日本私立学校振興・共済事業団の指導・助言のもと、毎年財務計画についても見直しを行っている。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

平成 21(2009)年度から平成 25(2013)年度の消費収支比率（消費支出/帰属収入）は、法人全体で平成 21(2009)年度 119.7%、平成 22(2010)年度 119.9%、平成 23(2011)年度 134.9%、平成 24(2012)年度 139.9%、平成 25(2013)年度 146.2%、大学で平成 21(2009)年度 111.1%、平成 22(2010)年度 109.8%、平成 23(2011)年度 122.9%、平成 24(2012)年度 137.2%、平成 25(2013)年度 160.6%と法人全体、大学ともに消費支出が帰属収入を超えているため 100%を超過という状況となっている。

特に、ここ 2~3 年は大学、高校ともに学生生徒の確保が十分でないことから収入の減少が続き、支出は依然奨学費の支出比率が高く、また、大学は平成 25(2013)年度に国際交流学部を開設したため教員数が増加し人件費比率が増加しており、収支のバランスは確保されていない。

ただし、大学、高校共に期末手当については年間 2 か月支給まで削減を実施している。

収支バランスの確保ができていない状況が続いていることから、財務基盤も年々弱体化している。

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

現在進行中の中期経営計画にある諸施策を確実に実行すること、まずは学生生徒の安定確保、寄付金募集の開始などによる収入の増加、支出は人件費の更なる削減、その他の支出は物件費の削減と奨学費の削減などにより、収支バランスを改善・確保させることが緊急の課題である。

そのためには、法人全体の理事・教職員全員が目標・計画達成に向け一丸とな

って努力する意識が大切である。

3-7 会計

《3-7の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7の自己判定

「基準項目 3-7 を満たしている。」

(2) 3-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

会計処理については、学校法人会計基準に準拠し、また「学校法人明浄学院経理規程」、「学校法人明浄学院財産管理に関する規程」「学校法人明浄学院資産運用規程」および「大阪観光大学教員研究費に関する規程」に基づき行っている。

会計処理上の疑問点や判断の難しいものについては、毎月1回の理事会前に行われる監事監査、適時実施される公認会計士監査時及び日本私立学校振興・共済事業団に随時、質問・相談を行い適切に処理している。

会計に関しては、理事長において作成され、理事会、評議員会で議決された予算書に基づき各事業所において執行され、毎年度、監査法人、監事の監査を経て、理事会、評議員会で決算報告がなされるとともに、資産につき変更登記され、文部科学省に資産変更届しているところである。

予算管理・執行はすべてシステム管理されており、予算成立後に各部門ごとに予算額の入力を行い、支出をシステムへ入力し予算執行状況の管理を毎月実施している。

支出については原則、予算において承認されたものであっても「稟議書」又は「現金支払願」により最終は理事長又は事務局長の承認を得たうえで支出するなど、適切に処理されている。

取得財産については「学校法人明浄学院財産管理に関する規程」により適正に管理されている。

資産については「学校法人明浄学院資産運用規程」により理事会の定める資金計画により適正に運用されている。

科学研究費補助金については「学校法人明浄学院大阪観光大学科学研究費補助金取扱規程」により適正に管理されている。

寄付金については「学校法人明浄学院寄付金取扱規程」により、適正に会計処理されている。

また、学校法人明浄学院とその理事個人が取引することに伴い生じることが予想される利益相反の取り扱いについては「学校法人明浄学院利益相反取引に関する規程」を定め対応している。

監事による監査はほぼ毎月、監査法人による監査は四半期毎に実施されている。

監事と監査法人とは、必要により協議し、意見交換している。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、「公認会計士による会計監査」及び「監事による監査」が実施されている。

「公認会計士による会計監査」は、公認会計士事務所に依頼し、定期監査・決算監査、さらには理事長との意見交換も行っており、法人全体で40日、大学で15日の監査を実施している。

「監事による監査」は、原則毎月開催される理事会に先立ち、監事2名が本学と高等学校を交互に定期監査・決算監査（それぞれ年間5回ずつ）し、5月の理事会、評議員会には監査報告を行い、法人の業務並びに財産状況について監査報告書を提出している。

このように、会計処理については、学校法人会計基準及び本学の諸規程に基づき適切に行われており、会計監査等についても、公認会計士と監事による監査が適切に行われ、公認会計士及び監事から適切に処理されているとして指摘はない。

また、年1、2回会計監査の際に理事長との面談も実施している。

(3) 3-7の改善・向上方策（将来計画）

経費削減が求められている状況から業務の効率化によるコストの削減、会計処理管理・向上のためのシステムの見直し、内部監査室の検討などが考えられる。

[基準3の自己評価]

基本的には、基準3の自己評価としては、基準を満たしている。

しかしながら、学院の財務状況は、健全とは言えず、今後の改善の努力が必須である。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

本学観光学部については、平成 12(2000)年 4 月の開学以来、完成年度までの設置計画履行状況等等調査（アフターケア）と並行して、自己点検・評価活動に取り組んできた。平成 15(2003)年 3 月には、平 12(2000)年度と平成 13（(2001)年度の自己点検・評価の報告書を作成した。これに平成 14(2002)年度と平成 15（2003）年度の自己点検・評価の結果を加えて、平成 17（2005）年 3 月に報告した。

平成 22（2010）年度の「財団法人 日本高等教育評価機構」による大学機関別認証評価を受け、同機構から平成 23（2011）年 2 月に「大阪観光大学 平成 22(2010)年度 大学機関別認証評価 評価報告書」を受領し、同年 3 月 25 日に、大学評価基準を満たしていることが認定された。一方、国際交流学部は平成 25（2013）年 4 月に開学以来、毎年、設置計画履行状況報告書は文部科学省へ提出しているが、これまでに組織的な自己点検・評価は行っていない。

今回（前書きのとおり）の自己点検・自己評価の実施にあたっては、平成 26 年（2014）度「公益財団法人 日本高等教育機構」が定める大学評価基準を準用して、自己点検・評価を実施してきた。

各評価基準及び評価値の視点は大学の使命・目的との整合性を確認する項目が設定されており、大学の使命・目的を再認識しながら自己点検・評価活動を実施してきたことから、大学の使命・目的に即した自己点検・評価活動であったと考えている。

この度の自己点検・評価において、認証評価にない基準項目として、大学が独自に設定した基準項目による自己点検・評価として、以下の 4 項目の評価基準を設定して、自主的・自律的な自己点検・評価活動を行った。

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 大学施設の開放、公開講座など大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-② 教育研究上における他大学や他法人との適切な関係の構築

A-②-① 教育研究上において、他大学や他法人との適切な関係

A-③ 大学と地域社会との協力関係が構築されていること

A-③-① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

本学は、平成 12(2000)年 4 月の観光学部の開設と同時に、大阪観光大学自己点検・評価委員会規程を設け、それに基づいて、自己点検・評価委員会を発足させた。同規程は、(大学設置基準(昭和 31 年)文部省令第 28 号)第 2 条、及び大阪観光大学学則(平成 10 年 7 月 18 日制定)第 2 条第 2 項の規程に基づき、本学の教育、研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するために、本学における教育研究活動などの状況について、自ら点検、及び評価を行うこと並びに文部科学省の認証した認証機関による評価を受けること」を目的として、本学に「自己点検・評価委員会」を置くことを定めている。

この規程を受けて、本学の自己点検・自己評価委員会は、学長を委員長とし、委員として各学部長、各種委員会委員長並びに大学事務局長から構成される全学的委員会として設置され、運用されてきた。学長、管理職を始め、本学が設置する各種委員会の全委員長が本学の現状及び今後の課題や問題点等について共通認識を持ち、本学の使命・目的の達成に向けて活動できる体制を構築したものである。

以上、本学の自己点検・評価の実施体制は、大学の運営の改善・向上を図るための点検・評価体制として適切であると認識している。

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

本学観光学部については、平成 12(2000)年 4 月の開学以来、完成年度までの文部科学省による設置計画履行状況等調査(アフターケア)と並行して、自己点検・評価活動に取り組んできた。平成 15(2003)年 3 月には、平 12(2000)年度と平成 13((2001)年度の自己点検・評価の報告書を作成した。これに平成 14(2002)年度と平成 15(2003)年度の自己点検・評価の結果を加えて、平成 17(2005)年 3 月に報告した。

平成 22(2010)年度には、「財団法人 日本高等教育評価機構」による大学機関別認証評価を受け、同機構から平成 23(2011)年 2 月に「大阪観光大学 平成 22 年度 大学機関別認証評価 評価報告書」を受領し、同年 3 月 25 日に、大学評価基準を満たしていることが認定された。

一方、国際交流学部は平成 24(2012)年 4 月に開学以来、毎年、文部科学省による設置計画履行状況調査を受け、その報告書は文部科学省へ提出しているが、これまでに組織的な自己点検・評価は行っていない。

国際交流学部が開設 2 年目を迎えた平成 26(2014)年度に至って、今回初めて 2 学部体制の下での全学的な自己点検・評価を行った。

以上のように、大学開学から 16 年目、国際交流学部が開設されてから 3 年目ということもあり、毎年、報告書を発行するには至らなかったが、自己点検・評価は継続的に実施してきており、自己点検・評価の周期や実施方法は適切であると認識している。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の自己点検・評価活動は、大学開設以来、徐々に点検・評価項目やデータの充実が進められてきた。今後は、観光学部に加えて国際交流学部を開設したことを踏まえ、2学部体制の下での新たな全学的な自己点検・評価体制を構築し、本学の新たな可能性を開拓し、社会的使命をより十分に果たしていくために、本学の将来を見据えた中長期的な計画のなかに自己点検・評価活動の成果を反映させていくよう努める。

本学の自己点検・評価活動に、出来るだけ多くの教職員が加わることで、本学の現状と課題について問題意識を共有し、課題に向かって日常的かつ組織的な改善努力への取組みにつながるよう努める。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

本学の「自己点検・評価報告書」は、本編・データ編ともに、「社団法人 日本高等教育機構」の大学評価基準を準用し、各種データ及び資料に基づいて作成している。また、その執筆は、本学の「自己点検・自己評価委員会」を構成する学長・副学長・各学部長・各種委員会の委員長並びに大学事務局長が分担している。

諸データや資料は、大学の各種委員会の議事録、大学事務局の関係部署の日常的な業務で作成されたものを各課長によって整理・編集したものである。それらを自己点検・評価委員会を通し、最終的には「大学協議会」において、最終構成して作成した。

以上のことから、本学の自己点検・評価の根拠、作業の主体並びに手続きにおいて、客観性や透明性が確保されていると考えている。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

本学の現状把握のために必要な調査とデータ収集及びその分析は、教務（情報・インターンシップ・初年次教育）・入試・学生・国際交流・図書・人権・FD・教職課程等の委員会や大学事務局の庶務・教務・学生支援・入試広報・財務・図書館等の大学事務局の各部署がそれぞれ必要に応じて実施している。

入学生の入学状況などについては、本学の入学者確保のための広報、アドミッションポリシーに相応しい入学生の受入れ状況や志願状況、選抜方法については入試

委員会と入試広報課が中心となってデータを収集し、現状を分析して教授会に報告している。平成 26（2014）年 4 月からは、理事長が参加する「学生募集戦略会議」が設置され、現場の入試担当職員が収集した量的及び質的データの分析を行っている。

授業方法の研究等については FD 委員会が担当し、原則として毎月 1 回研究会を開催し、年度末には報告書を作成している。学生による授業評価は、FD 委員会と教務課が中心となって每期実施し、その結果は教授会で報告するとともに担当教員に通知し加えて学生に公開している。

学生生活の把握については、学生委員会と学生支援課が担当している。学生の就職支援については、学生支援課の中の就職小委員会と学生支援課が調査を行い教授会に報告している。

海外の大学との交流、学生の留学や留学生の受け入れについては、国際交流委員会が調査し、現状を教授会に報告している。

図書館の利用者数などの利用状況については、図書委員会が調査し、現状を教授会に報告している。

卒業生の進路状況については、学生委員会が調査を行い、その結果を教授会に報告している。

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

本学は、平成 12（2000）年の開学以来行った自己点検・評価については報告書を作成し、これを学内の教職員に配布して、自己点検・評価を学内で共有するとともに、社会に公表した。平成 22（2010）年度には、「公益財団法人 日本高等教育評価機構」による大学機関別認証評価を受け、本学は日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定された。報告書は学内外に公表している。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後は、自己点検・自己評価委員会がその活動に一層積極的な関わり持つように組織の改善が必要である。具体的には、自己点検・評価の基礎となる信頼性と透明性の高い資料やデータを作成するために、各種委員会や各課で作成される一次資料を日常的に一元的に管理し、整理・分析を行い、資料・データ集を作成する部門を自己点検・自己評価委員会の中に設けることである。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

本学の自己点検・評価活動に当たって、事務局各課の各種データや資料は、事務局長によって取りまとめられる。一方、主として教育・研究・社会貢献などに関する資料は、事務局資料のほか教授会に置かれている各種委員会から委員長を通して提出される。その際、学内の意見は委員長を通して汲み上げられていると考えられる。それらに基づいて、学長、副学長、各学部長、図書館長、教務、学生、入試、国際交流、FD の各委員長、事務局長からなる自己点検・評価委員会で報告書意が作成されている。報告書は各教授会に提出している。

今後は、自己点検・評価委員会が教職員や地域社会等の意見をより広く取り入れるよう努力する一方で、評価結果を教職員が共有して、その活用に取り組めるようなシステムについて考える必要がある。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の自己点検・評価活動は、開学時に設置された大学組織や教育研究体制の安定や整備を主たる目的に行われてきた。今後は、観光学部と国際交流学部の 2 学部体制での大学の発展を中長期的な視点で検討する体制の整備とともに、外部評価の導入を検討していく。

[基準 4 の自己評価]

本学は、平成 12(2000)年の観光学部の発足と同時に自己点検・評価委員会規程を設け、学長を委員長とし、各学部長、各種委員会委員長並びに事務局長から構成される自己点検・評価委員会を設置し、本学の現状及び課題や問題点などについて共通認識を持ち、本学の使命・目的の達成に向けて活動できる自主的・自律的な自己点検・評価の体制を構築してきた。爾来、同委員会は、平成 22 (2010) 年度の認証評価を始めとして、着実に成果を挙げてきている。今後は、観光学部のみでなく、国際交流学部を含めて、本学の現状と課題を総合的にとらえて変化の激しいグローバル社会の中であって、社会の要請に応じていくために全学的な将来構想の立ち上げが必要であり、学長、大学協議会や各学部教授会を中心として体制整備を進めていく。

以上、基準 4 の自己評価としては、基準を満たしている。

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会連携

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

《A-1 の視点》

A-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 大学の施設開放、公開講座など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

大学の物的・人的資源の社会への提供については、国際交流学部が未だ完成年度を迎えていないため、ここでは、主として、開学 14 年目を迎えた観光学部の実績について記述する。

大学が立地する大阪府泉南郡熊取町とは、平成 17 年 3 月 29 日(火)に「熊取町と大阪観光大学との連携協力に関する協定」を締結している。爾来、熊取町と本学とは、同町の協議会委員、観光協会を始めとする各種講座・講演会・シンポジウムへの講師の派遣、教職員と学生が一体となった町内祭りやイベントのボランティアなどに取り組んできた。

本学の教員が、熊取町を含めた近隣の自治体の各種行政委員等に就任し、地域連携に貢献している。

本学の図書館は、地域住民の一般利用が可能となっている。

平成 25(2013～26(2014)年度の教員免許証更新講座として、「大阪観光学」と「こどもの発達と心理臨床」の 2 講座を開講した。

本学では、「英会話」と「通関士」の公開講座を開講した。

本学の観光学研究所は、高校生対象の温泉作文コンクール（「温泉甲子園」）の開催や、温泉観光実践士講座の開講を行っている。

本学は、大阪府下の大学が参加する「大学コンソーシアム大阪」に参加し、毎年度「大阪観光学」及び「温泉学」を実施し、地域住民に好評である。また、本学は「南大阪地域大学コンソーシアム」に参加し、他大学との関係や地域社会との連携を強めている。

【資料 A-1-1、A-1-2、A-1-3、A-1-4、A-1-5、A-1-6、A-1-7、A-1-8、A-1-9、A-1-10、A-1-11、A-1-12】

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、様ざまなしかたで地域住民との交流を行っているが、大学そのものの認知度は、必ずしも高くない。今後は、地域住民との交流をより活発にするために、効果的な広報活動のあり方を検討する。

A-2 教育研究上における、他大学や他法人との適切な関係の構築

《A-2の視点》

A-2-① 教育研究上において、他大学や他法人との適切な関係の構築

本学は、韓国の新羅大学、アメリカのハワイパシフィック大学と関係を構築している。

本学は、一般社団法人大阪外食産業協会と連携し、「外食産業論」と「レストラン経営論」の科目を開講している。

本学は、「大学コンソーシアム大阪」や「南大阪地域大学コンソーシアム」に参加している。【資料 A-2-1、A-2-2、A-2-3、A-2-4】

(1) A-2の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、教務委員会や国際交流委員会における審議をふまえて、教育研究上、他大学や他法人との適切な関係を構築している。

(3) A-2の改善・向上方策（将来計画）

教育研究上の他大学や他法人との関係が、より双方向的になるような対策を検討する必要がある。

A-3 大学と地域社会との協力関係が構築されていること

《A-3の視点》

A-3-① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか

(1) A-3の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-3-① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか

ア. 地元行政との協働事業の推進

本学学生有志が「泉州 RUSH プロジェクト」を推進している。このプロジェクト活動は、平成 20(2008)年 8 月、当時の在学生有志が教職員の支援を受けて立ち上げた地域振興活動であり、後輩たちが引き継いでいる。

平成 22(2010)年度には、地元行政が新たに策定した住民提案協働事業制度に、「学生による着地型観光の造成による地域情報の発信および地域振興」をテーマとする事業を提案した。プレゼンテーション審査を経て採択され、翌平成 23(2011)年度、着地型バスツアー「味わい泉州-熊取旬の旅-」として実施に至っ

た。熊取町の住民提案協働事業制度は、同一テーマで3年間の実施が可能である(ただし、毎年、提案を行い採択される必要がある)。次年度に向けた協働事業提案を毎年行い、その結果、25(2013)年度までの3年間、継続して実施することができた。【資料 A-3-1-1, 2, 3】

本着地型ツアーは、学生が、観光学部での学びを踏まえて企画・造成し、関係各所と連携して運営・実施する日帰りバスツアーである。地域の文化財の見学や伝統産業体験、地場製品の紹介や試食などを盛り込んだ内容であって、大阪市内や北摂地域等から毎回定員を上回る申し込みがあり、リピーターも登場している。アンケート結果から読み取れる参加者の満足度は高く、町からも一定の評価を得ている。

平成24(2012)年度に向けた事業提案の際、審査者から、地域住民向けイベントの実施についての要望が出され、それを受けて、町内向け交流イベントが追加されることとなった。こちらは、地域住民同士の交流促進を目指すもので、毎年度テーマを決めて実施している。平成24(2012)年度は「五感で楽しむ-熊取旬の旅-」、平成25(2013)年度は「旬の熊取を五感で楽しもう！」のテーマで実施し、伝統産業体験や見学に加え、本学学食でのオリジナルランチや本学管理棟からの展望などを含む内容となっており、参加者に好評である。

同一テーマで3年を経た後の平成26(2014)年においては、町からの依頼により、連携協定のもと実施した。着地型バスツアーは「味わい泉州-熊取旬の旅-2014」、地域交流イベントは「大人の社会見学」をテーマとした。

連携事業の推進は、地域住民同士はもちろんのこと、地域住民と大学との良き交流の機会ともなっている。なお、平成27(2015)年度からは、町の委託事業として実施予定である。

その他にも、学生や教職員が色々なかたちで地域と連携している。一例として、地域の「産業ビジョン策定委員会」、「農業祭にぎわい創造会議」、「煉瓦館・中家住宅 光の回廊事業」などに、学生が策定また実行委員として参画している。

熊取町が姉妹都市を結ぶオーストラリアミルドラ市からの交流団来訪の際は、毎回、本学を会場として交流会が開催されており、学生並びに教職員が参加している。

国外に向けた町の情報発信にも協力している。本学学生の視点や活動を通じた町の観光資源や魅力が、英語に翻訳され、観光協会ホームページ上で、地域の情報として発信されている。【資料 A-3-1-4】

4. 地域におけるボランティア活動

学生は、様々な形で地域と関わっている。地域でのボランティア活動もその一つである。熊取町立小学校での学習支援ボランティアを始めとして、経済産業省ため池100選に選ばれている「熊取長池オアシス」のオアシスや花壇の整備、だんじり祭りの清掃ボランティア、隣接する泉南市での環境保全活動(山桜に絡まるツタの伐採や植樹)、また、地域の児童絵画展の作品展示の手伝いやその表彰式の司会を本学の留学生が担当するなど、積極的に活動している。

ウ. 産学連携

産学連携として、泉州地域の老舗酒造とともに新商品の開発を試みている。若者の日本酒離れが進むなか、江戸時代から続く酒造の日本酒に若者の感性を取り入れたいとして声掛けをいただき、日本酒造りにかかわることとなった。杜氏が酒造りを進める傍らで、学生が酒造りの一連の流れを体験し、若者にアピールするネーミングやラベルデザインを検討している。酒造と大学のコラボレーション商品として将来の商品化を目指している。

泉州地域は食材が豊かなことから、全国学校調理師連合会の調理師の方がたと、地場産品を使った商品開発に取り組んでいる。地場の里芋を使ったオリジナルコロッケは「熊取コロッケ」と命名され、地域名物として農業祭などで販売され、販売開始と同時に売り切れる人気商品となっている。

エ. 地域連携公開講座「泉州観光学」

平成 21(2009)年から、大学と地元行政連携による「泉州観光学講座」が開講されている。この講座は、本学の教員・熊取町役場や泉佐野市役所等の観光行政担当者・地域関係者らによるオムニバス形式の講座であり、地域住民に無料で公開されている。カリキュラム上では、「観光学特殊講義」として 2 単位が与えられる正課科目の位置づけにあり、学生と住民がともに地域観光資源等について学ぶ場となっている。

年度を経るにつれ泉南市役所や岬町役場など参加する自治体も増え、住民の聴講もますます熱心になってきており、毎年、のべ 100 名を越える一般参加がある。【資料 A-3-1-5, 6】

オ. その他の大学と地域との協力関係

本学近隣の泉佐野市、泉南市、貝塚市、岸和田市、阪南市、和泉市、豊中市、田尻町、大阪市、大阪府などの自治体の都市計画や都市開発、文化振興、国際化推進、観光協会並びに観光産業振興、教育委員会、府立高等学校学校協議会、国立大学の大学経営協議会など、各種委員会の委員として地域との協力関係を構築している。近隣自治体の市民講座、観光協会や観光ボランティア協会、観光ボランティア養成講座、生涯学習をはじめとして、地域の商工会議所、ロータリークラブ、議員研修会、公立学校の教員研修会などの講座や研修会への講師派遣等も積極的に行い、地域の大学として様々な貢献をしている。

近年、観光や観光交流を通じた地域振興が盛んになってきており、観光学部ならびに国際交流学部をもつ本学では、継続的に講師派遣を行っている。大阪府以外の自治体に向けても、「温泉学」など、観光に関わる講座等に講師を派遣している。

また、「大学コンソーシアム大阪」の一員として、センター科目である「大阪学」において、「大阪観光学」（募集定員 40 名）及び「温泉学」（募集定員 40 名）を開講している。

(3) A-3 の改善・向上方策（将来計画）

地域振興の手段としての観光推進や交流促進による定住人口増加に向けた取り組みが、いずれの地方や地域においても注目されるようになってきている。その点で、観光学部ならびに国際交流学部の2学部をもつ本学は、地域との協力関係において、今後ますます必要とされる資源をもっているといえることができる。

加えて、わが国の国際観光は、インバウンドを中心に、昨今、急激な拡大をみせている。関西国際空港が各国からのLCC（Low Cost Career）誘致に成功し、乗降客数も急増している。関西国際空港の対岸地域に立地する観光大学としての地理的優位性を活かし、地域とともに成長していけるチャンスでもある。

本学の強みを見定め、さらに連携の強化を図りながら、持てる力を地域社会に役立てていくことが肝要である。